

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年10月12日提出
【計算期間】	三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） 第18特定期間 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型） 第18特定期間 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） 第18特定期間 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） 第18特定期間 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型） 第18特定期間 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞ 第18期 (自 2020年1月15日至 2020年7月13日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型） 三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

「円コース（毎月分配型）」

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

各ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2,000億円です。

「マネープールファンド」

当ファンドは、安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、１兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	
追加型	内外	その他資産 （ ）	E T F	特殊型 （ ）
		資産複合		

「マネープールファンド」

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	
追加型	内外	その他資産 （ ）	E T F	特殊型 （ ）
		資産複合		

属性区分表

「円コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	(フルヘッジ)		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証						
券(債券 社						
債 クレジット						
属性(低格						
付債))						
資産複合						
()						

「ユーロコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー	あり	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本	ファンド	()		
大型株	年４回	北米			ＴＯＰＩＸ	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証						
券(債券 社						
債 クレジット						
属性(低格						
付債))						
資産複合						
()						

「マネープールファンド」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー	あり	日経 2 2 5	ブル・ベア型
一般	年 2 回	日本	ファンド	()		
大型株	年 4 回	北米			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年 6 回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東				その他
クレジット	()	(中東)				()
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証						
券 (債券 一						
般))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないうファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BBB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

「三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」は、5つの通貨コースとマネープールファンドの6本のファンドで構成される投資信託です。

「5つの通貨コース」について

ファンドの目的

ユーロ建てのハイイールド債券を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

当ファンドシリーズは、債券への投資に加えて、為替変動リスクの異なる5つの通貨コースを選択することができます。

ポイント①：ユーロ建てのハイイールド債券に投資します。

ポイント②：通貨コースを選択することができます。



1 資源国バスケット通貨コース(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド)においては、3通貨への実質的な配分は3分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が3分の1程度ずつから乖離する場合があります。

投資対象

各コースは、ユーロ建てのハイイールド債券を実質的な主要投資対象とします。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券等を実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。



ハイイールド債券とは

ファンドが投資対象とするハイイールド債券とは、格付会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)など)によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。

一般的にハイイールド債券は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。

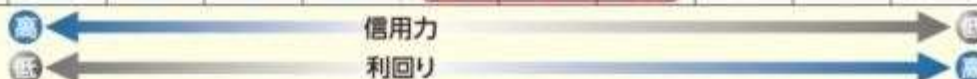
つまり、ハイイールド債券は、主として社債を中心とした低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

格付けについて

格付けとは、債券の中長期的な元本・利子の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

<格付けと利回りについて>

	投資適格格付け				投機的格付け					
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba	B	Caa	Ca	C	-
S&P	AAA	AA	A	BBB	BB	B	CCC	CC	C	D



S&PのAAからCCCまでの格付けには「+」、「-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1」、「2」、「3」という付加記号を省略して表示しています。上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

為替対応
方針

各コースが投資を行う外国投資信託においては、主にユーロ建てのハイイールド債券に投資を行う一方で、それぞれ以下の為替対応を行います。

円コース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。 ⇒「為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。
ユーロコース(毎月分配型)	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、ユーロの対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替差益または差損」が生じます。
上記以外の各コース	対円での為替ヘッジを行わず、ユーロ売り、各コースの対象通貨買いの為替取引を行うため、各コースの対象通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。 ⇒「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)またはコスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益または差損」が生じます。

■ 為替取引とは、円コース、ユーロコース以外の各コースにおいて、為替予約取引等*を利用することにより、ユーロ売り、各コースの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各コースの対象通貨ベースでのハイイールド債券への投資効果を追求します。

❗ 円コース以外においては、各コース対象通貨(ユーロコースにおいては、ユーロ)の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

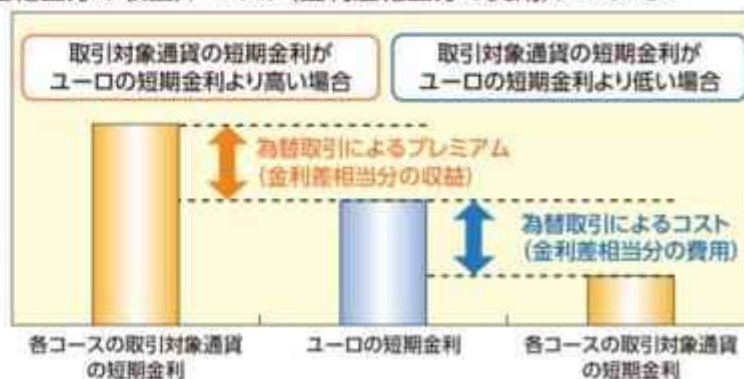
■ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きく乖離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)について>

各コースの取引対象通貨の短期金利がユーロの短期金利より高い場合、当該コースでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各コースの取引対象通貨の短期金利がユーロの短期金利より低い場合、当該コースでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



円コースにおいては、上記同様、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム/コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

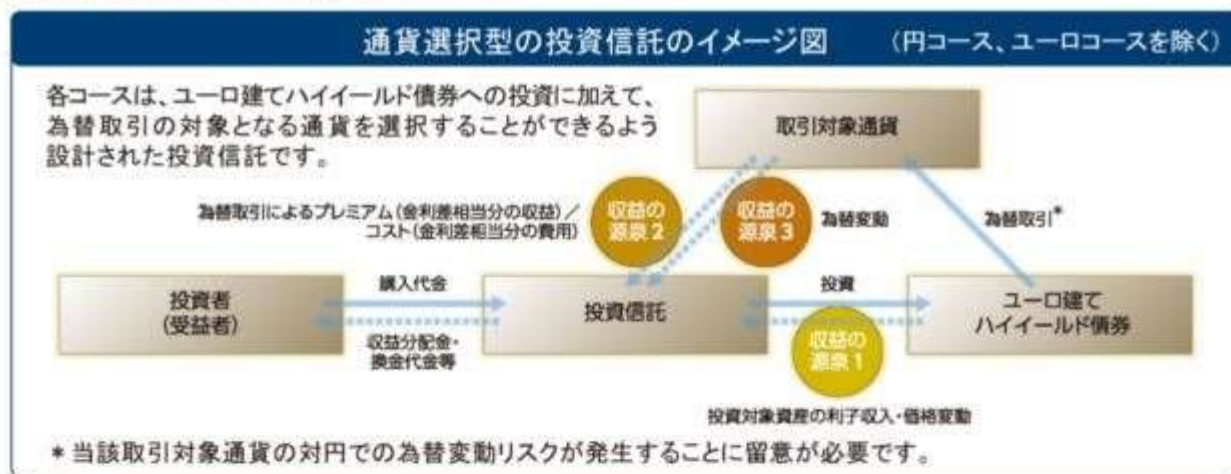
<為替の変動>

各コースの基準価額は、各コースの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

コース名	下落 ← 基準価額 → 上昇
円コース(毎月分配型) 	原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
ユーロコース(毎月分配型) 	ユーロ安 ← 円に対して → ユーロ高
豪ドルコース(毎月分配型) 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高
ブラジルレアルコース(毎月分配型) 	ブラジルレアル安 ← 円に対して → ブラジルレアル高
資源国バスケット通貨コース(毎月分配型) (オーストラリア・ブラジル・南アフリカ共和国) 	資源国バスケット通貨 豪ドル安 ブラジルレアル安 南アフリカランド安 ← 円に対して → 資源国バスケット通貨 豪ドル高 ブラジルレアル高 南アフリカランド高

☞ 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。
「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ



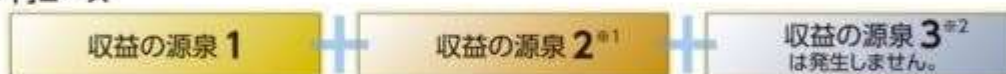
各コースの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



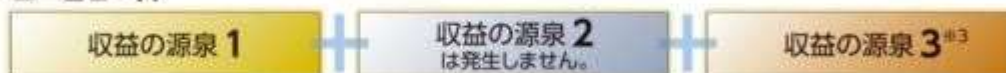
各コースにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

● 円コース



● ユーロコース



● 豪ドルコース、ブラジルリアルコース、資源国バスケット通貨コース



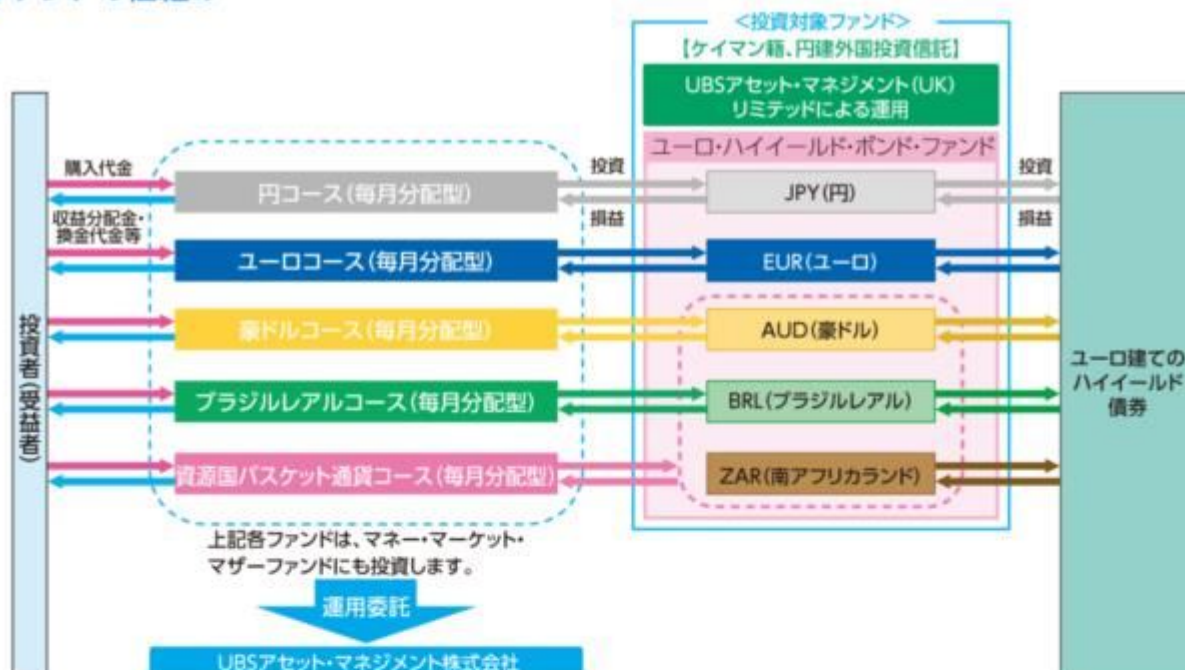
※1 円コースにおいては、対円での為替ヘッジによるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)が生じます。

※2 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※3 ユーロコースでは、ユーロが対円で上昇(円安)した場合は為替差益が、ユーロが対円で下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

！ 為替市場の状況によっては、為替ヘッジおよび為替取引によるプレミアム/コストが、金利差相当分からカブ離する場合があります。

■ファンドの仕組み



❗ 販売会社によっては、取り扱わないコースがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。



各コースにおいて、投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

運用の
委託先

三菱UFJ国際投信は、各コースにおいて、投資信託証券への運用の指図に関する権限をUBSアセット・マネジメント株式会社に委託します。

- UBSアセット・マネジメント株式会社は、UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッドが運用する円建外国投資信託(ユーロ建てのハイイールド債券に投資)への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
 - UBSアセット・マネジメント・グループは、スイスに本拠を置くUBSグループの資産運用部門であり、グローバルな資産運用グループです。UBSアセット・マネジメント株式会社は、同グループの日本現地法人です。
- ❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

毎月の決算時に分配を行います。

- 毎月13日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。
- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



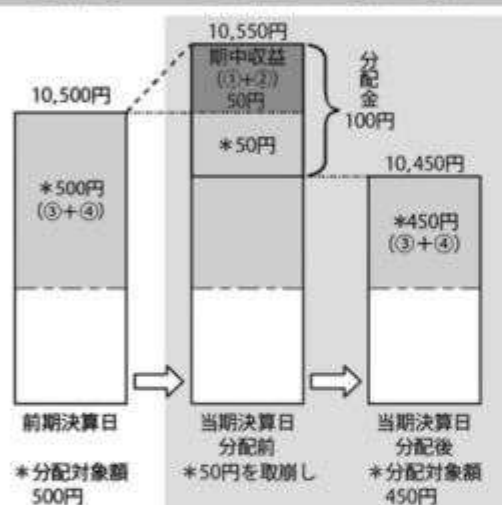
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

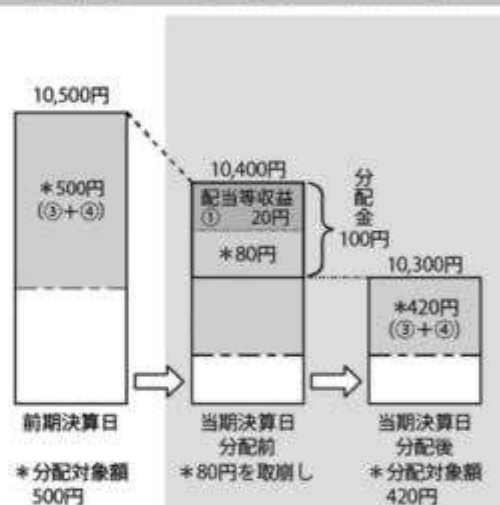
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



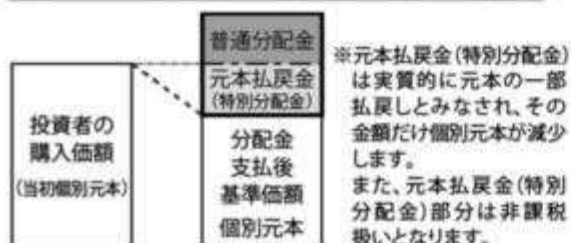
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

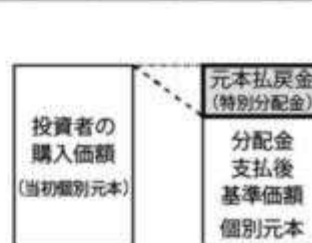
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

「マネープールファンド」について

ファンドの目的

わが国の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

投資対象

実質的にわが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。

<運用プロセスのイメージ>

STEP1：分析フェーズ

市場動向分析および個別企業についての定量・定性的な分析

STEP2：運用戦略策定フェーズ

各種分析に基づき、平均残存日数、個別銘柄等について運用戦略を策定

STEP3：ポートフォリオ構築フェーズ

運用目標や資金動向等を勘案して最終的なポートフォリオを構築

❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

■ファンドの仕組み

運用は主にマネー・マーケット・マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



❗ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

分配方針

年2回の決算時(1・7月の各13日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■主な投資制限

デリバティブ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

スイッチングについて

- ◆ 各ファンド間でスイッチングが可能です。



- ❗ スwitchingの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。
- ❗ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。
- ❗ マネープールファンドの購入は、マネープールファンド以外の各コースからのスイッチングの場合に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

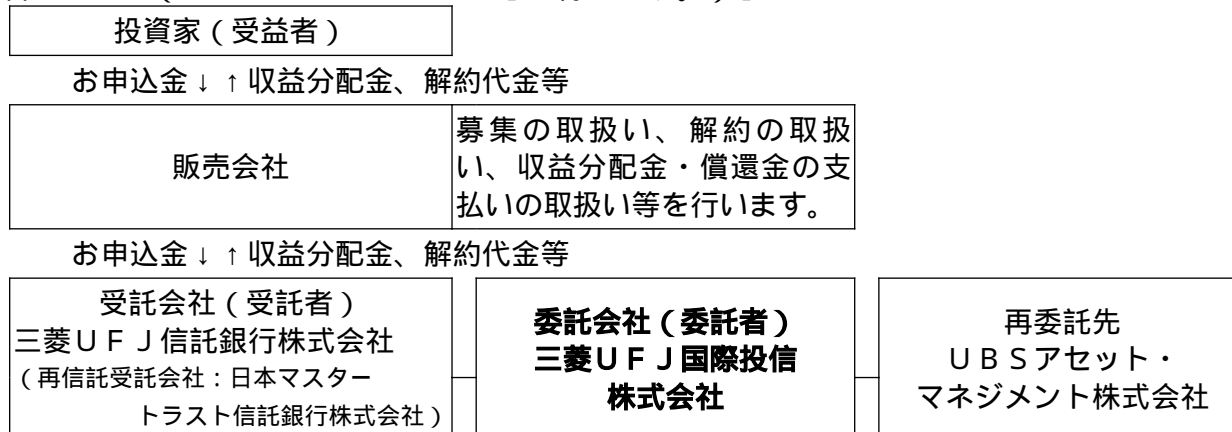
(2) 【ファンドの沿革】

2011年11月8日 設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



信託財産の保管・管理等を行います。

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

投資対象ファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

「マネープールファンド」

投資家（受益者）

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

販売会社

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 ↓ ↑ 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト
信託銀行株式会社）

委託会社（委託者）

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

信託財産の保管・管理等を行います。

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 ↓ ↑ 損益

マザーファンド

投資 ↓ ↑ 損益

有価証券等

ただし、マネープールファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

委託会社と関係法人との契約の概要

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

「マネープールファンド」

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2020年7月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

「円コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＪＰＹシェアクラスの投資信託証券への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、ユーロ売り、円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、ユーロ建てハイイールド債券運用で長期の実績を有する、ＵＢＳアセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドが運用を行う「ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＪＰＹシェアクラス」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社に委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合

があります。

「ユーロコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドE U Rシェアクラスの投資信託証券への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。当該外国投資信託における保有外貨建て資産に対しては、為替ヘッジを行いません（このため、基準価額はユーロの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、ユーロ建てハイイールド債券運用で長期の実績を有する、U B Sアセット・マネジメント（U K）リミテッドが運用を行う「ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドE U Rシェアクラス」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、U B Sアセット・マネジメント株式会社に委託し

ます。
（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「豪ドルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドA U Dシェアクラスの投資信託証券への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、ユーロ売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、ユーロ建てハイイールド債券運用で長期の実績を有する、U B Sアセット・マネジメント（U K）リミテッドが運用を行う「ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドA U Dシェアクラス」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、U B Sアセット・マネジメント株式会社に委託し

ます。
（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドB R Lシェアクラスの投資信託証券への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、ユーロ売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、ユーロ

建てハイイールド債券運用で長期の実績を有する、ＵＢＳアセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドが運用を行う「ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＢＲＬシェアクラス」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社に委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「資源国バスケット通貨コース（毎月分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＡＵＤシェアクラス、ＢＲＬシェアクラス、ＺＡＲシェアクラスの各投資信託証券への投資を通じて、ユーロ建てのハイイールド債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。各投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は３分の１程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が３分の１程度ずつから乖離する場合があります。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、ユーロ売り、３通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）買いの為替取引を行います（このため、基準価額は当該３通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、ユーロ建てハイイールド債券運用で長期の実績を有する、ＵＢＳアセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドが運用を行う「ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＡＵＤシェアクラス、ＢＲＬシェアクラス、ＺＡＲシェアクラス」を選定しました。

余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社に委託します。（注）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

「マネーブルファンド」

マネー・マーケット・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、利子等収益の確保を図ります。なお、わが国の公社債等に直接投資することがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

「各ファンド（「マネーブルファンド」を除きます。）」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

< 投資信託証券の概要 >

ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド JPYシェアクラス、EURシェアクラス、AUDシェアクラス、BRLシェアクラス、ZARシェアクラス											
形態	ケイマン籍・円建外国投資信託										
投資態度	主としてユーロ建てのハイイールド債券に投資することにより資産の中長期的な成長をめざします。										
主な投資対象	ユーロ建てのハイイールド債券およびその派生商品等										
主な投資制限	・主としてユーロ建てのハイイールド債券に投資しますが、英国債券建て、スイス・フラン建てのハイイールド債券にも投資する場合があります。 ・一部、欧州の国債や政府機関債等にも投資を行う場合があります。 ・ポートフォリオ全体における、CCC格相当以上BB+格相当以下の格付けを取得している債券の比率は、原則として純資産総額の67%以上とします。 ・ポートフォリオ全体における、BBB-格相当以上の格付けを取得している債券の比率は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・同一の発行体が発行する債券への投資比率は、取得時において純資産総額の5%以内とします（ただし、国債や政府機関債等を除きます。）。 ・投資する公社債は、主にユーロ建てのハイイールド債券ですが、同様の投資効果を持つデリバティブ取引を活用する場合があります。 ・各シェアクラスにおいて、保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1"> <tr> <td>JPY(円)</td><td>原則として、ユーロ売り、円買いの為替ヘッジを行います。</td></tr> <tr> <td>EUR(ユーロ)</td><td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td><td>原則として、ユーロ売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td><td>原則として、ユーロ売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>ZAR(南アフリカランド)</td><td>原則として、ユーロ売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。</td></tr> </table>	JPY(円)	原則として、ユーロ売り、円買いの為替ヘッジを行います。	EUR(ユーロ)	原則として、為替ヘッジを行いません。	AUD(豪ドル)	原則として、ユーロ売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、ユーロ売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	ZAR(南アフリカランド)	原則として、ユーロ売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。
JPY(円)	原則として、ユーロ売り、円買いの為替ヘッジを行います。										
EUR(ユーロ)	原則として、為替ヘッジを行いません。										
AUD(豪ドル)	原則として、ユーロ売り、豪ドル買いの為替取引を行います。										
BRL(ブラジルレアル)	原則として、ユーロ売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。										
ZAR(南アフリカランド)	原則として、ユーロ売り、南アフリカランド買いの為替取引を行います。										
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.58%										
その他の費用・手数料	信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等がかかります。										
購入時手数料	ありません。										
信託財産留保額	ありません。										
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(UK)リミテッド										
設定日	2011年11月8日										
決算日	原則として、毎年5月最終営業日										
分配方針	原則として毎月10日に経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。										

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年３月４日
決算日	原則として毎年５月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

「マネーボールファンド」

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）
 - ａ．有価証券先物取引等
 - ｂ．スワップ取引
 - ｃ．金利先渡取引
 - ハ．約束手形
 - ニ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするマネー・マーケット・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質

を有するもの

- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 15．投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のも
- 16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

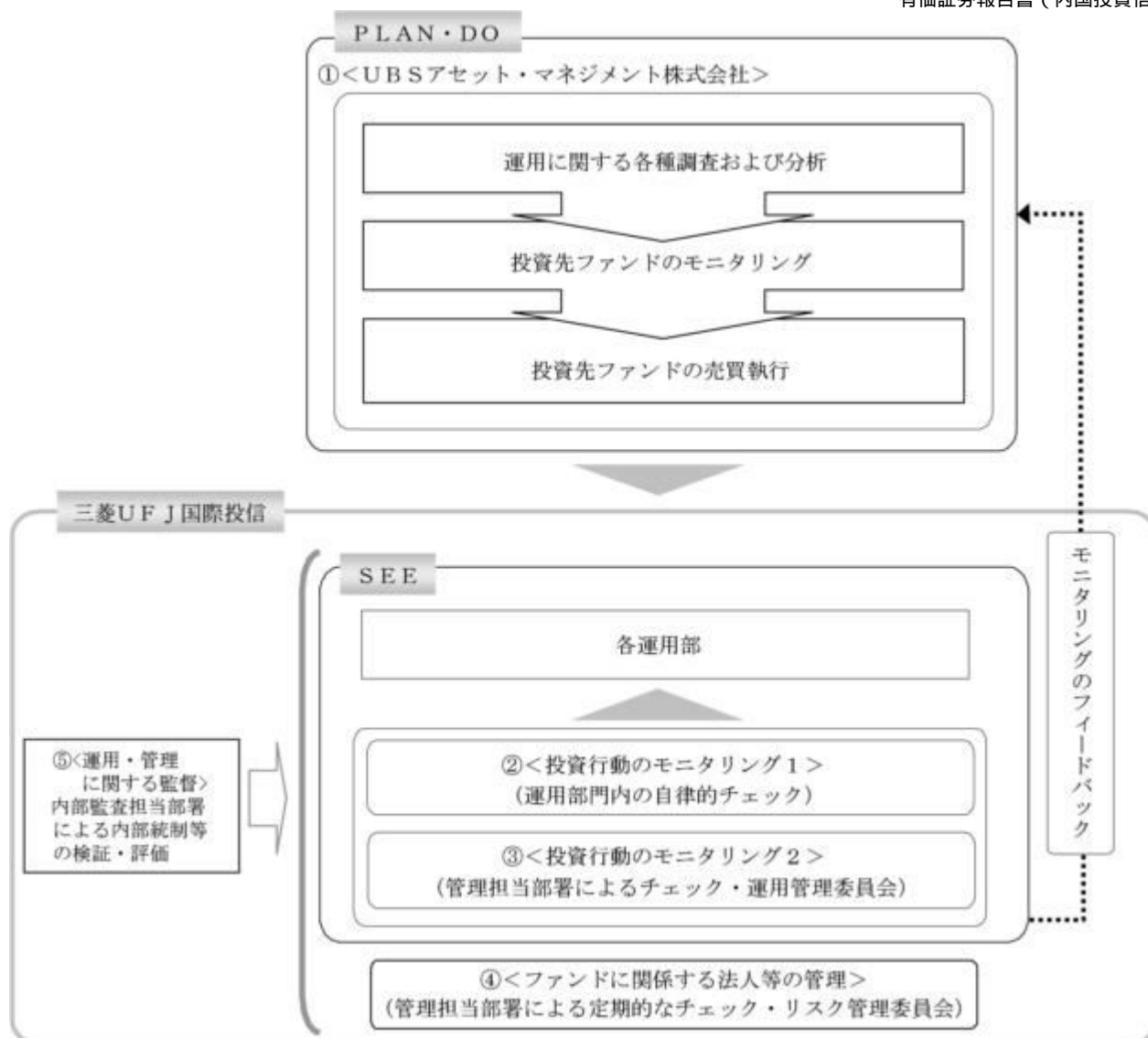
金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、UBSアセット・マネジメント株式会社（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに係る法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有

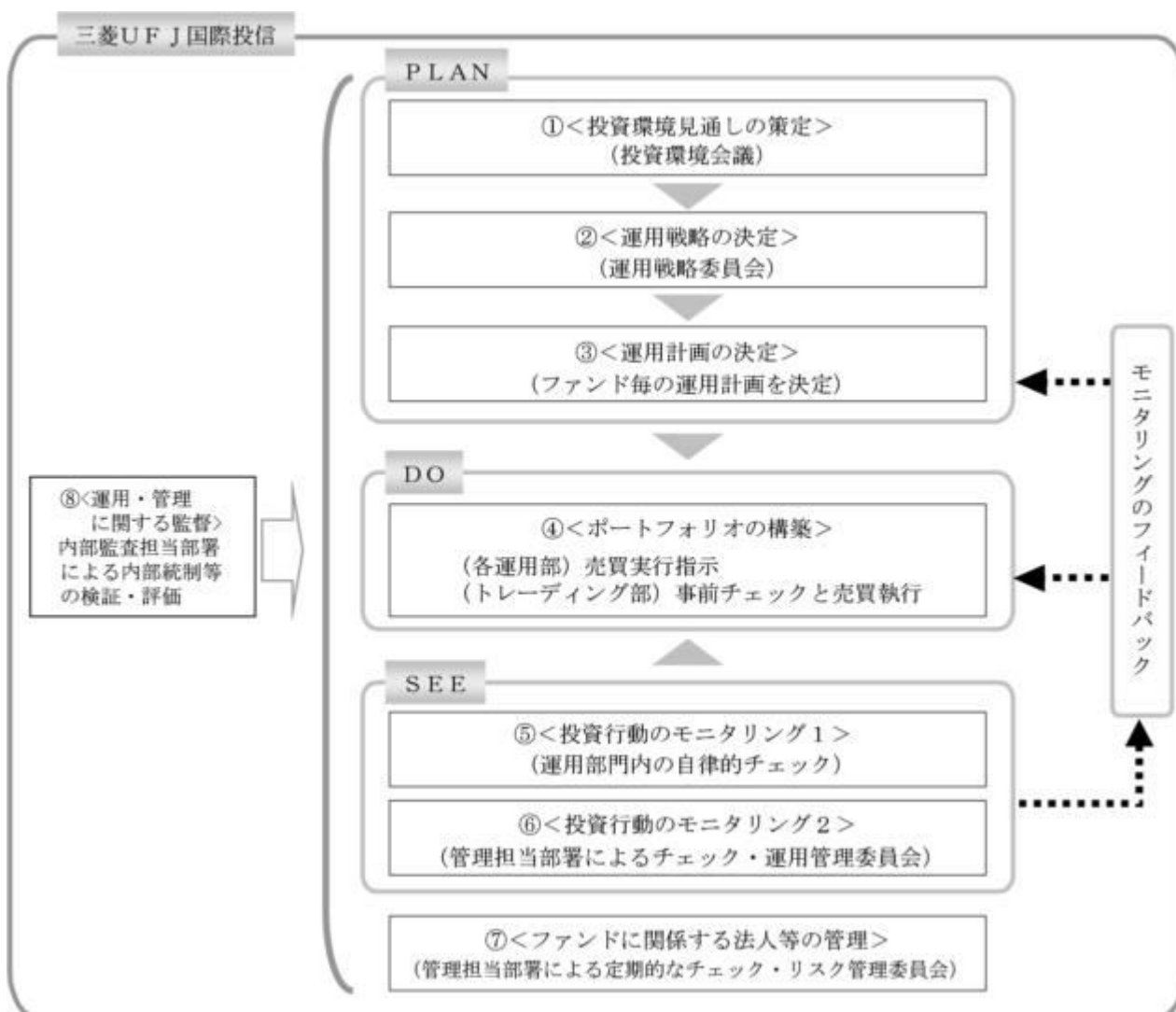
効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

「マネープールファンド」



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）については、第２計算期末までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま

す。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「マネーボールファンド」

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下a.およびb.において同じ。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b．a．の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

金利先渡取引

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b．a．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

「各ファンド（「マネーボールファンド」を除きます。）」

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、各ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

■円コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債はユーロ建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、ユーロ売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、対円での為替ヘッジにより、保有通貨の為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、対円での為替ヘッジを行う場合で円金利がユーロ金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替ヘッジによるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

■ユーロコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債はユーロ建て資産であり、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

■豪ドルコース ■ブラジルリアルコース

実質的な主要投資対象である海外の公社債はユーロ建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、ユーロ売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利がユーロ金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利がユーロより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■資源国バスケット通貨コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債はユーロ建て資産ですが、当ファンドが投資する外国投資信託において、ユーロ売り、資源国バスケット通貨（豪ドル、ブラジルリアル、南アフリカランドを各々3分の1程度ずつ）買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利がユーロ金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利がユーロより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。各ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、各ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

各ファンドは、格付けの低いハイイールド債券を実質的な主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

「マネーボールファンド」

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・投資環境によっては、マイナス利回りの公社債や金融商品等での運用となることがあり、この場合、基準価額の下落要因となりますのでご注意ください。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

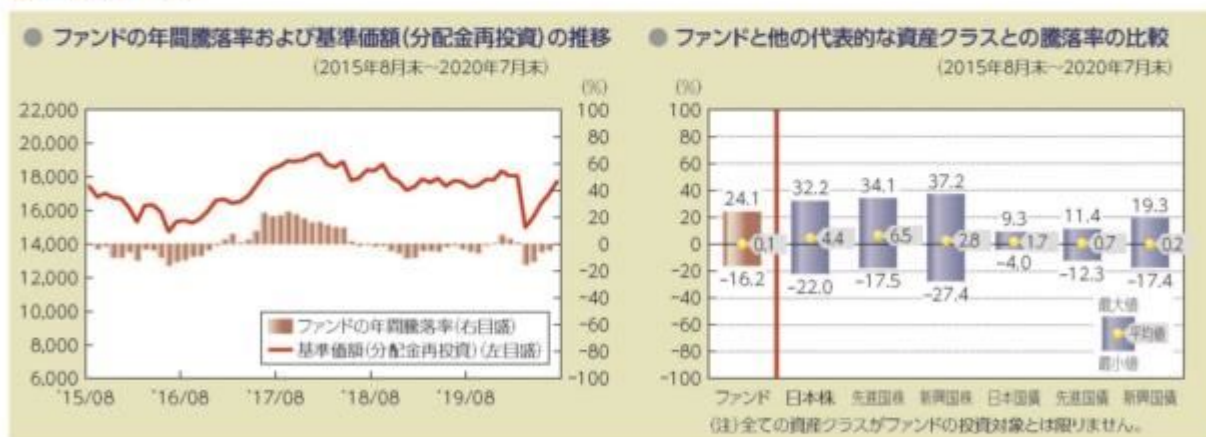
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円コース



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ユーロコース



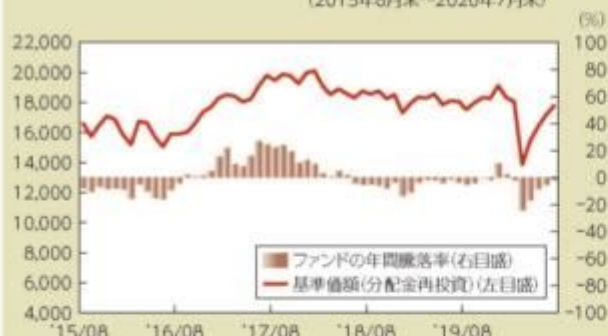
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

豪ドルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2015年8月末～2020年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年8月末～2020年7月末)



ファンド：日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

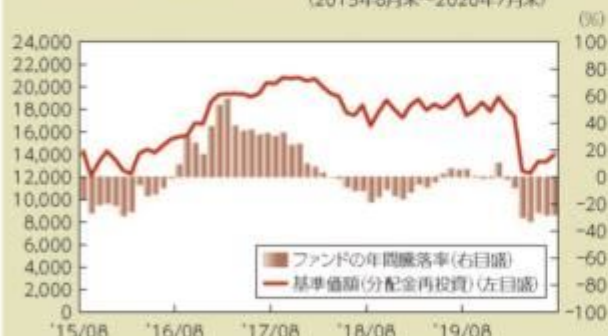
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

(2015年8月末～2020年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年8月末～2020年7月末)



ファンド：日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

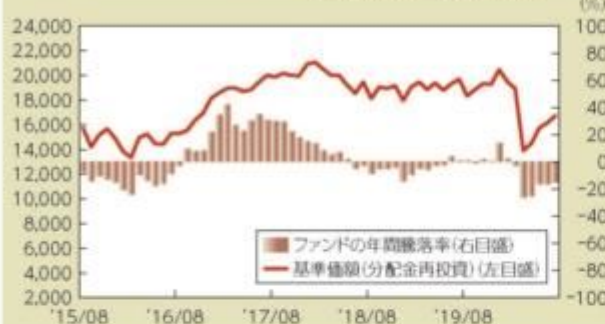
(注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

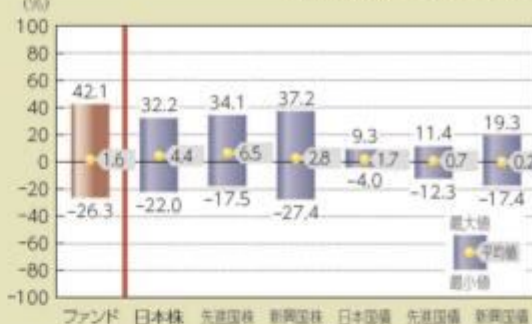
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

資源国バスケット通貨コース

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2015年8月末～2020年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2015年8月末～2020年7月末)



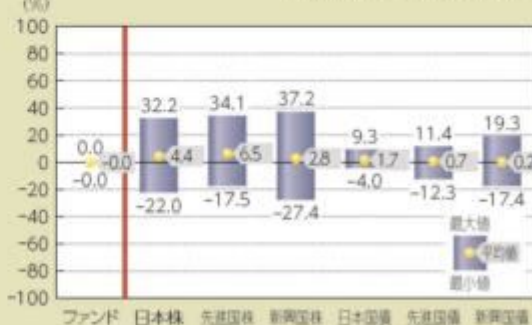
- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

マネープールファンド

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2015年8月末～2020年7月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2015年8月末～2020年7月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチング の場合に限りです。）

スイッチングとは、「三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」を構成するファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他の構成ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.221%（税抜1.11%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.47%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.6%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年1、4、7、10月の13日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を、当該合算した純資産総額に乗じて得た金額とします。

信託財産の純資産総額の合計額

300億円未満の部分	年0.11%（税抜 年0.1%）
300億円以上600億円未満の部分	年0.0825%（税抜 年0.075%）
600億円以上の部分	年0.055%（税抜 年0.05%）

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年1.801%（税込）程度

（注）上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

< ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率 >

投資信託証券の名称	信託報酬率
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド J P Y シェアクラス	年0.58%
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド E U R シェアクラス	
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド A U D シェアクラス	
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド B R L シェアクラス	
ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド Z A R シェアクラス	
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

「マネープールファンド」

- ・ 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.605%（税抜0.55%）以内の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × （保有日数 / 365）
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・ 毎月の最終営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の翌日から、翌月の最終営業日までにかかる信託報酬は、当該各月の最終 5 営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じて、信託財産の純資産総額に以下に定める率を乗じて得た額とします。

当該平均値	信託報酬率	内 訳		
		委託会社	販売会社	受託会社
1 % 以上	0.55%	0.25%	0.25%	0.05%
0.6% 以上 1 % 未満	0.3%	0.135%	0.135%	0.03%
0.3% 以上 0.6% 未満	0.15%	0.065%	0.065%	0.02%
0.15% 以上 0.3% 未満	0.05%	0.02%	0.02%	0.01%
0.05% 以上 0.15% 未満	0.03%	0.01%	0.01%	0.01%
0.05% 未満	0.01%	0.004%	0.003%	0.003%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・ 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・ 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等

を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元

本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	547,954,398	99.13
親投資信託受益証券	日本	530,956	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,274,068	0.77
純資産総額		552,759,422	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドＪＰＹシェアクラス	62,119.306	8,694	540,065,246	8,821	547,954,398	99.13
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	521,466	1.0182	530,956	1.0182	530,956	0.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

投資信託受益証券	99.13
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.23

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年12月13日）	1,821,206,503	1,821,206,503	9,688	9,688
第2計算期間末日（平成24年 1月13日）	1,867,329,976	1,867,329,976	9,923	9,923
第3計算期間末日（平成24年 2月13日）	1,984,598,771	1,997,785,438	10,535	10,605
第4計算期間末日（平成24年 3月13日）	2,077,408,364	2,090,812,987	10,848	10,918
第5計算期間末日（平成24年 4月13日）	2,256,439,888	2,271,366,285	10,582	10,652
第6計算期間末日（平成24年 5月14日）	2,037,882,448	2,051,302,954	10,629	10,699
第7計算期間末日（平成24年 6月13日）	1,989,568,423	2,003,140,224	10,262	10,332
第8計算期間末日（平成24年 7月13日）	1,854,056,438	1,866,492,703	10,436	10,506
第9計算期間末日（平成24年 8月13日）	1,862,616,439	1,874,840,825	10,666	10,736
第10計算期間末日（平成24年 9月13日）	1,977,052,115	1,989,740,399	10,907	10,977
第11計算期間末日（平成24年10月15日）	2,039,995,674	2,052,964,277	11,011	11,081
第12計算期間末日（平成24年11月13日）	2,542,126,041	2,558,150,551	11,105	11,175
第13計算期間末日（平成24年12月13日）	2,815,689,530	2,833,138,833	11,295	11,365
第14計算期間末日（平成25年 1月15日）	3,112,128,886	3,130,950,607	11,574	11,644
第15計算期間末日（平成25年 2月13日）	3,324,658,598	3,345,434,760	11,202	11,272
第16計算期間末日（平成25年 3月13日）	3,187,324,511	3,207,065,739	11,302	11,372
第17計算期間末日（平成25年 4月15日）	3,226,634,739	3,246,492,834	11,374	11,444
第18計算期間末日（平成25年 5月13日）	3,000,869,867	3,019,081,019	11,535	11,605
第19計算期間末日（平成25年 6月13日）	2,715,609,621	2,732,592,177	11,193	11,263
第20計算期間末日（平成25年 7月16日）	2,502,541,717	2,518,237,936	11,161	11,231
第21計算期間末日（平成25年 8月13日）	2,181,028,935	2,194,544,893	11,296	11,366

第22計算期間末日	(平成25年 9月13日)	1,972,375,588	1,984,684,368	11,217	11,287
第23計算期間末日	(平成25年10月15日)	1,964,343,810	1,976,528,877	11,285	11,355
第24計算期間末日	(平成25年11月13日)	1,943,729,577	1,955,686,971	11,379	11,449
第25計算期間末日	(平成25年12月13日)	2,068,820,294	2,083,428,351	11,330	11,410
第26計算期間末日	(平成26年 1月14日)	2,515,362,771	2,533,102,136	11,344	11,424
第27計算期間末日	(平成26年 2月13日)	2,648,013,464	2,666,724,194	11,322	11,402
第28計算期間末日	(平成26年 3月13日)	2,573,877,268	2,592,001,816	11,361	11,441
第29計算期間末日	(平成26年 4月14日)	3,137,332,200	3,159,458,514	11,343	11,423
第30計算期間末日	(平成26年 5月13日)	3,250,038,055	3,272,941,862	11,352	11,432
第31計算期間末日	(平成26年 6月13日)	3,441,858,210	3,466,038,594	11,387	11,467
第32計算期間末日	(平成26年 7月14日)	3,988,475,896	4,016,949,006	11,206	11,286
第33計算期間末日	(平成26年 8月13日)	4,154,153,170	4,184,305,292	11,022	11,102
第34計算期間末日	(平成26年 9月16日)	4,129,146,327	4,159,020,845	11,057	11,137
第35計算期間末日	(平成26年10月14日)	4,165,143,211	4,195,911,274	10,830	10,910
第36計算期間末日	(平成26年11月13日)	4,186,588,931	4,217,492,933	10,838	10,918
第37計算期間末日	(平成26年12月15日)	4,093,156,955	4,123,696,583	10,722	10,802
第38計算期間末日	(平成27年 1月13日)	4,183,739,874	4,215,175,257	10,647	10,727
第39計算期間末日	(平成27年 2月13日)	4,072,879,240	4,103,237,040	10,733	10,813
第40計算期間末日	(平成27年 3月13日)	4,189,451,288	4,220,420,527	10,822	10,902
第41計算期間末日	(平成27年 4月13日)	4,286,930,130	4,318,731,925	10,784	10,864
第42計算期間末日	(平成27年 5月13日)	4,188,779,478	4,220,407,547	10,595	10,675
第43計算期間末日	(平成27年 6月15日)	3,916,459,706	3,946,452,510	10,446	10,526
第44計算期間末日	(平成27年 7月13日)	3,693,793,139	3,722,399,767	10,330	10,410
第45計算期間末日	(平成27年 8月13日)	3,566,977,744	3,594,748,145	10,276	10,356
第46計算期間末日	(平成27年 9月14日)	3,280,398,898	3,306,292,947	10,135	10,215
第47計算期間末日	(平成27年10月13日)	3,159,995,177	3,185,394,676	9,953	10,033
第48計算期間末日	(平成27年11月13日)	3,095,179,608	3,119,932,818	10,003	10,083
第49計算期間末日	(平成27年12月14日)	2,833,889,207	2,856,907,769	9,849	9,929
第50計算期間末日	(平成28年 1月13日)	2,673,249,470	2,695,426,141	9,643	9,723
第51計算期間末日	(平成28年 2月15日)	2,463,356,592	2,484,770,404	9,203	9,283
第52計算期間末日	(平成28年 3月14日)	2,460,462,202	2,480,939,045	9,613	9,693
第53計算期間末日	(平成28年 4月13日)	2,306,726,272	2,325,967,869	9,591	9,671
第54計算期間末日	(平成28年 5月13日)	2,153,159,810	2,171,141,134	9,580	9,660
第55計算期間末日	(平成28年 6月13日)	2,031,459,038	2,048,274,847	9,665	9,745
第56計算期間末日	(平成28年 7月13日)	1,824,174,773	1,835,576,387	9,600	9,660
第57計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,606,513,134	1,616,424,330	9,725	9,785
第58計算期間末日	(平成28年 9月13日)	1,485,227,086	1,494,428,381	9,685	9,745
第59計算期間末日	(平成28年10月13日)	1,413,133,858	1,421,920,441	9,650	9,710
第60計算期間末日	(平成28年11月14日)	1,315,994,755	1,324,214,923	9,606	9,666
第61計算期間末日	(平成28年12月13日)	1,273,957,808	1,281,931,639	9,586	9,646
第62計算期間末日	(平成29年 1月13日)	1,211,035,833	1,218,571,182	9,643	9,703
第63計算期間末日	(平成29年 2月13日)	1,133,303,403	1,140,360,796	9,635	9,695

第64計算期間末日	(平成29年 3月13日)	1,112,294,107	1,119,229,276	9,623	9,683
第65計算期間末日	(平成29年 4月13日)	1,089,413,837	1,096,224,693	9,597	9,657
第66計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,070,058,015	1,076,688,523	9,683	9,743
第67計算期間末日	(平成29年 6月13日)	1,053,888,545	1,060,432,781	9,662	9,722
第68計算期間末日	(平成29年 7月13日)	1,032,918,360	1,039,381,475	9,589	9,649
第69計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,016,330,606	1,020,541,214	9,655	9,695
第70計算期間末日	(平成29年 9月13日)	1,002,468,876	1,006,631,114	9,634	9,674
第71計算期間末日	(平成29年10月13日)	978,760,932	982,813,825	9,660	9,700
第72計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,008,178,467	1,012,360,853	9,642	9,682
第73計算期間末日	(平成29年12月13日)	995,300,734	999,456,573	9,580	9,620
第74計算期間末日	(平成30年 1月15日)	996,055,253	1,000,212,843	9,583	9,623
第75計算期間末日	(平成30年 2月13日)	970,654,697	974,754,320	9,471	9,511
第76計算期間末日	(平成30年 3月13日)	887,752,222	891,507,930	9,455	9,495
第77計算期間末日	(平成30年 4月13日)	869,341,898	873,033,862	9,419	9,459
第78計算期間末日	(平成30年 5月14日)	847,610,919	851,225,160	9,381	9,421
第79計算期間末日	(平成30年 6月13日)	807,769,092	811,260,032	9,256	9,296
第80計算期間末日	(平成30年 7月13日)	793,596,140	797,044,884	9,204	9,244
第81計算期間末日	(平成30年 8月13日)	786,435,219	789,850,731	9,210	9,250
第82計算期間末日	(平成30年 9月13日)	761,838,015	765,165,601	9,158	9,198
第83計算期間末日	(平成30年10月15日)	727,004,619	730,196,013	9,112	9,152
第84計算期間末日	(平成30年11月13日)	697,113,100	700,196,643	9,043	9,083
第85計算期間末日	(平成30年12月13日)	660,705,469	663,733,936	8,727	8,767
第86計算期間末日	(平成31年 1月15日)	661,764,200	664,789,366	8,750	8,790
第87計算期間末日	(平成31年 2月13日)	657,850,358	660,821,610	8,856	8,896
第88計算期間末日	(平成31年 3月13日)	647,740,557	650,642,002	8,930	8,970
第89計算期間末日	(平成31年 4月15日)	649,927,452	652,802,527	9,042	9,082
第90計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	641,882,872	644,753,110	8,945	8,985
第91計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	618,514,614	621,283,419	8,935	8,975
第92計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	614,651,284	617,369,797	9,044	9,084
第93計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	611,005,875	613,713,600	9,026	9,066
第94計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	611,539,824	614,229,533	9,095	9,135
第95計算期間末日	(令和 1年10月15日)	600,672,747	603,339,867	9,009	9,049
第96計算期間末日	(令和 1年11月13日)	608,151,633	610,854,263	9,001	9,041
第97計算期間末日	(令和 1年12月13日)	608,165,083	610,851,545	9,055	9,095
第98計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	610,379,862	613,062,639	9,101	9,141
第99計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	605,710,032	608,357,473	9,152	9,192
第100計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	538,323,633	540,974,444	8,123	8,163
第101計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	523,218,934	524,541,074	7,915	7,935
第102計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	523,332,009	524,637,375	8,018	8,038
第103計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	545,663,002	546,969,268	8,355	8,375
第104計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	545,885,747	547,186,636	8,392	8,412
	令和 1年 7月末日	614,355,718	—	9,076	—

8月末日	612,997,218	—	9,117	—
9月末日	605,713,619	—	9,085	—
10月末日	605,087,827	—	9,013	—
11月末日	607,439,403	—	9,033	—
12月末日	610,236,573	—	9,103	—
令和 2年 1月末日	602,845,568	—	9,112	—
2月末日	596,142,490	—	9,004	—
3月末日	498,751,351	—	7,546	—
4月末日	532,494,986	—	8,051	—
5月末日	538,556,436	—	8,247	—
6月末日	543,329,051	—	8,354	—
7月末日	552,759,422	—	8,509	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	70円
第4計算期間	70円
第5計算期間	70円
第6計算期間	70円
第7計算期間	70円
第8計算期間	70円
第9計算期間	70円
第10計算期間	70円
第11計算期間	70円
第12計算期間	70円
第13計算期間	70円
第14計算期間	70円
第15計算期間	70円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円
第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円
第25計算期間	80円

第26計算期間	80円
第27計算期間	80円
第28計算期間	80円
第29計算期間	80円
第30計算期間	80円
第31計算期間	80円
第32計算期間	80円
第33計算期間	80円
第34計算期間	80円
第35計算期間	80円
第36計算期間	80円
第37計算期間	80円
第38計算期間	80円
第39計算期間	80円
第40計算期間	80円
第41計算期間	80円
第42計算期間	80円
第43計算期間	80円
第44計算期間	80円
第45計算期間	80円
第46計算期間	80円
第47計算期間	80円
第48計算期間	80円
第49計算期間	80円
第50計算期間	80円
第51計算期間	80円
第52計算期間	80円
第53計算期間	80円
第54計算期間	80円
第55計算期間	80円
第56計算期間	60円
第57計算期間	60円
第58計算期間	60円
第59計算期間	60円
第60計算期間	60円
第61計算期間	60円
第62計算期間	60円
第63計算期間	60円
第64計算期間	60円
第65計算期間	60円
第66計算期間	60円
第67計算期間	60円

第68計算期間	60円
第69計算期間	40円
第70計算期間	40円
第71計算期間	40円
第72計算期間	40円
第73計算期間	40円
第74計算期間	40円
第75計算期間	40円
第76計算期間	40円
第77計算期間	40円
第78計算期間	40円
第79計算期間	40円
第80計算期間	40円
第81計算期間	40円
第82計算期間	40円
第83計算期間	40円
第84計算期間	40円
第85計算期間	40円
第86計算期間	40円
第87計算期間	40円
第88計算期間	40円
第89計算期間	40円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円
第94計算期間	40円
第95計算期間	40円
第96計算期間	40円
第97計算期間	40円
第98計算期間	40円
第99計算期間	40円
第100計算期間	40円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第1計算期間	3.12
第2計算期間	2.42
第3計算期間	6.87
第4計算期間	3.63
第5計算期間	1.80
第6計算期間	1.10
第7計算期間	2.79
第8計算期間	2.37
第9計算期間	2.87
第10計算期間	2.91
第11計算期間	1.59
第12計算期間	1.48
第13計算期間	2.34
第14計算期間	3.08
第15計算期間	2.60
第16計算期間	1.51
第17計算期間	1.25
第18計算期間	2.03
第19計算期間	2.35
第20計算期間	0.33
第21計算期間	1.83
第22計算期間	0.07
第23計算期間	1.23
第24計算期間	1.45
第25計算期間	0.27
第26計算期間	0.82
第27計算期間	0.51
第28計算期間	1.05
第29計算期間	0.54
第30計算期間	0.78
第31計算期間	1.01
第32計算期間	0.88
第33計算期間	0.92
第34計算期間	1.04
第35計算期間	1.32
第36計算期間	0.81
第37計算期間	0.33
第38計算期間	0.04
第39計算期間	1.55
第40計算期間	1.57
第41計算期間	0.38
第42計算期間	1.01

第43計算期間	0.65
第44計算期間	0.34
第45計算期間	0.25
第46計算期間	0.59
第47計算期間	1.00
第48計算期間	1.30
第49計算期間	0.73
第50計算期間	1.27
第51計算期間	3.73
第52計算期間	5.32
第53計算期間	0.60
第54計算期間	0.71
第55計算期間	1.72
第56計算期間	0.05
第57計算期間	1.92
第58計算期間	0.20
第59計算期間	0.25
第60計算期間	0.16
第61計算期間	0.41
第62計算期間	1.22
第63計算期間	0.53
第64計算期間	0.49
第65計算期間	0.35
第66計算期間	1.52
第67計算期間	0.40
第68計算期間	0.13
第69計算期間	1.10
第70計算期間	0.19
第71計算期間	0.68
第72計算期間	0.22
第73計算期間	0.22
第74計算期間	0.44
第75計算期間	0.75
第76計算期間	0.25
第77計算期間	0.04
第78計算期間	0.02
第79計算期間	0.90
第80計算期間	0.12
第81計算期間	0.49
第82計算期間	0.13
第83計算期間	0.06
第84計算期間	0.31

第85計算期間	3.05
第86計算期間	0.72
第87計算期間	1.66
第88計算期間	1.28
第89計算期間	1.70
第90計算期間	0.63
第91計算期間	0.33
第92計算期間	1.66
第93計算期間	0.24
第94計算期間	1.20
第95計算期間	0.50
第96計算期間	0.35
第97計算期間	1.04
第98計算期間	0.94
第99計算期間	0.99
第100計算期間	10.80
第101計算期間	2.31
第102計算期間	1.55
第103計算期間	4.45
第104計算期間	0.68

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,879,887,951	—	1,879,887,951
第2計算期間	1,967,653	—	1,881,855,604
第3計算期間	1,953,971	—	1,883,809,575
第4計算期間	31,136,668	—	1,914,946,243
第5計算期間	222,710,081	5,313,761	2,132,342,563
第6計算期間	887,909	216,015,277	1,917,215,195
第7計算期間	21,622,780	9,151	1,938,828,824
第8計算期間	47,780,489	210,000,000	1,776,609,313
第9計算期間	8,083,209	38,351,607	1,746,340,915
第10計算期間	105,823,135	39,551,941	1,812,612,109
第11計算期間	117,273,463	77,227,960	1,852,657,612
第12計算期間	502,202,777	65,644,624	2,289,215,765
第13計算期間	525,309,829	321,768,014	2,492,757,580
第14計算期間	551,034,008	354,974,251	2,688,817,337
第15計算期間	530,283,963	251,078,072	2,968,023,228
第16計算期間	160,490,981	308,338,707	2,820,175,502

第17計算期間	80,098,616	63,403,295	2,836,870,823
第18計算期間	57,184,679	292,462,315	2,601,593,187
第19計算期間	65,676,033	241,189,673	2,426,079,547
第20計算期間	40,660,387	224,422,863	2,242,317,071
第21計算期間	12,749,233	324,215,073	1,930,851,231
第22計算期間	82,041,707	254,495,777	1,758,397,161
第23計算期間	93,194,933	110,868,177	1,740,723,917
第24計算期間	80,364,654	112,889,309	1,708,199,262
第25計算期間	236,030,255	118,222,295	1,826,007,222
第26計算期間	458,843,109	67,429,629	2,217,420,702
第27計算期間	294,358,181	172,937,625	2,338,841,258
第28計算期間	216,462,542	289,735,176	2,265,568,624
第29計算期間	593,096,161	92,875,450	2,765,789,335
第30計算期間	213,262,322	116,075,754	2,862,975,903
第31計算期間	307,388,561	147,816,411	3,022,548,053
第32計算期間	602,207,506	65,616,710	3,559,138,849
第33計算期間	344,341,858	134,465,420	3,769,015,287
第34計算期間	225,264,088	259,964,597	3,734,314,778
第35計算期間	208,313,963	96,620,839	3,846,007,902
第36計算期間	104,211,407	87,219,027	3,863,000,282
第37計算期間	144,427,576	189,974,251	3,817,453,607
第38計算期間	187,590,238	75,620,875	3,929,422,970
第39計算期間	88,164,793	222,862,654	3,794,725,109
第40計算期間	273,821,886	197,392,042	3,871,154,953
第41計算期間	290,271,483	186,201,954	3,975,224,482
第42計算期間	85,284,678	107,000,438	3,953,508,722
第43計算期間	77,868,561	282,276,766	3,749,100,517
第44計算期間	36,920,844	210,192,779	3,575,828,582
第45計算期間	31,494,751	136,023,188	3,471,300,145
第46計算期間	16,246,212	250,790,182	3,236,756,175
第47計算期間	30,423,626	92,242,328	3,174,937,473
第48計算期間	8,508,768	89,294,961	3,094,151,280
第49計算期間	8,372,335	225,203,282	2,877,320,333
第50計算期間	4,369,613	109,605,959	2,772,083,987
第51計算期間	15,550,274	110,907,686	2,676,726,575
第52計算期間	7,445,312	124,566,454	2,559,605,433
第53計算期間	4,588,379	158,994,138	2,405,199,674
第54計算期間	3,649,876	161,183,934	2,247,665,616
第55計算期間	3,629,256	149,318,632	2,101,976,240
第56計算期間	2,836,321	204,543,526	1,900,269,035
第57計算期間	3,027,732	251,430,745	1,651,866,022
第58計算期間	1,299,443	119,616,284	1,533,549,181

第59計算期間	32,579,279	101,697,879	1,464,430,581
第60計算期間	1,375,705	95,778,120	1,370,028,166
第61計算期間	4,389,468	45,445,681	1,328,971,953
第62計算期間	2,931,206	76,011,598	1,255,891,561
第63計算期間	13,159,433	92,818,781	1,176,232,213
第64計算期間	1,463,460	21,834,124	1,155,861,549
第65計算期間	1,143,211	21,861,988	1,135,142,772
第66計算期間	1,265,399	31,323,453	1,105,084,718
第67計算期間	16,066,763	30,445,404	1,090,706,077
第68計算期間	2,090,825	15,611,003	1,077,185,899
第69計算期間	1,176,388	25,710,242	1,052,652,045
第70計算期間	24,843,614	36,936,065	1,040,559,594
第71計算期間	677,902	28,014,134	1,013,223,362
第72計算期間	51,200,143	18,826,937	1,045,596,568
第73計算期間	16,026,388	22,663,031	1,038,959,925
第74計算期間	10,988,761	10,550,943	1,039,397,743
第75計算期間	1,191,718	15,683,466	1,024,905,995
第76計算期間	752,578	86,731,548	938,927,025
第77計算期間	1,768,679	17,704,522	922,991,182
第78計算期間	589,778	20,020,566	903,560,394
第79計算期間	591,224	31,416,499	872,735,119
第80計算期間	493,771	11,042,743	862,186,147
第81計算期間	477,601	8,785,510	853,878,238
第82計算期間	482,019	22,463,641	831,896,616
第83計算期間	470,495	34,518,401	797,848,710
第84計算期間	512,930	27,475,743	770,885,897
第85計算期間	3,033,393	16,802,302	757,116,988
第86計算期間	2,754,449	3,579,755	756,291,682
第87計算期間	558,705	14,037,365	742,813,022
第88計算期間	554,495	18,006,117	725,361,400
第89計算期間	609,289	7,201,906	718,768,783
第90計算期間	426,144	1,635,223	717,559,704
第91計算期間	466,762	25,825,167	692,201,299
第92計算期間	492,913	13,065,905	679,628,307
第93計算期間	396,719	3,093,601	676,931,425
第94計算期間	403,887	4,908,059	672,427,253
第95計算期間	488,505	6,135,519	666,780,239
第96計算期間	11,260,722	2,383,292	675,657,669
第97計算期間	3,684,532	7,726,587	671,615,614
第98計算期間	619,649	1,540,929	670,694,334
第99計算期間	826,844	9,660,716	661,860,462
第100計算期間	967,420	125,001	662,702,881

第101計算期間	878,659	2,511,334	661,070,206
第102計算期間	373,855	8,760,844	652,683,217
第103計算期間	449,815	—	653,133,032
第104計算期間	314,782	3,002,871	650,444,943

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	336,874,205	99.34
親投資信託受益証券	日本	386,098	0.11
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,859,579	0.55
純資産総額		339,119,882	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドEURシェアクラス	40,833.237	7,934	323,970,902	8,250	336,874,205	99.34
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	379,197	1.0182	386,098	1.0182	386,098	0.11

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.34
親投資信託受益証券	0.11
合計	99.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成23年12月13日)	18,558,595	18,558,595	9,279	9,279
第2計算期間末日 (平成24年 1月13日)	18,186,782	18,186,782	9,093	9,093
第3計算期間末日 (平成24年 2月13日)	22,196,019	22,328,652	10,041	10,101
第4計算期間末日 (平成24年 3月13日)	28,161,023	28,315,903	10,909	10,969
第5計算期間末日 (平成24年 4月13日)	42,733,317	42,977,144	10,516	10,576
第6計算期間末日 (平成24年 5月14日)	42,125,467	42,371,601	10,269	10,329
第7計算期間末日 (平成24年 6月13日)	78,874,604	79,372,130	9,512	9,572
第8計算期間末日 (平成24年 7月13日)	84,288,718	84,824,295	9,443	9,503
第9計算期間末日 (平成24年 8月13日)	100,098,990	100,722,855	9,627	9,687
第10計算期間末日 (平成24年 9月13日)	107,399,578	108,027,867	10,256	10,316
第11計算期間末日 (平成24年10月15日)	104,967,903	105,569,436	10,470	10,530
第12計算期間末日 (平成24年11月13日)	114,403,265	115,056,495	10,508	10,568
第13計算期間末日 (平成24年12月13日)	138,355,671	139,081,091	11,443	11,503
第14計算期間末日 (平成25年 1月15日)	258,716,299	259,915,573	12,944	13,004
第15計算期間末日 (平成25年 2月13日)	667,079,020	670,089,804	13,294	13,354
第16計算期間末日 (平成25年 3月13日)	687,072,325	690,151,274	13,389	13,449
第17計算期間末日 (平成25年 4月15日)	668,548,537	671,419,436	13,972	14,032
第18計算期間末日 (平成25年 5月13日)	576,962,942	579,352,454	14,487	14,547
第19計算期間末日 (平成25年 6月13日)	584,117,435	586,695,590	13,594	13,654
第20計算期間末日 (平成25年 7月16日)	634,893,873	637,656,463	13,789	13,849
第21計算期間末日 (平成25年 8月13日)	624,600,951	627,311,403	13,826	13,886
第22計算期間末日 (平成25年 9月13日)	622,800,648	625,445,194	14,130	14,190
第23計算期間末日 (平成25年10月15日)	803,910,368	807,262,012	14,391	14,451
第24計算期間末日 (平成25年11月13日)	897,258,044	900,949,645	14,583	14,643
第25計算期間末日 (平成25年12月13日)	894,076,990	900,476,089	15,369	15,479

第26計算期間末日	(平成26年 1月14日)	1,366,772,189	1,376,495,297	15,463	15,573
第27計算期間末日	(平成26年 2月13日)	1,808,347,277	1,821,529,361	15,090	15,200
第28計算期間末日	(平成26年 3月13日)	1,986,844,647	2,000,931,409	15,515	15,625
第29計算期間末日	(平成26年 4月14日)	2,622,432,888	2,641,270,947	15,313	15,423
第30計算期間末日	(平成26年 5月13日)	2,836,365,143	2,856,818,580	15,254	15,364
第31計算期間末日	(平成26年 6月13日)	2,900,973,676	2,922,194,198	15,038	15,148
第32計算期間末日	(平成26年 7月14日)	2,979,027,111	3,001,208,119	14,774	14,884
第33計算期間末日	(平成26年 8月13日)	2,992,573,794	3,015,449,841	14,390	14,500
第34計算期間末日	(平成26年 9月16日)	3,011,909,315	3,034,465,436	14,688	14,798
第35計算期間末日	(平成26年10月14日)	2,910,089,598	2,932,776,434	14,110	14,220
第36計算期間末日	(平成26年11月13日)	2,845,345,541	2,866,356,179	14,897	15,007
第37計算期間末日	(平成26年12月15日)	2,517,227,943	2,535,465,600	15,183	15,293
第38計算期間末日	(平成27年 1月13日)	2,311,080,130	2,328,767,678	14,373	14,483
第39計算期間末日	(平成27年 2月13日)	2,114,271,246	2,130,922,892	13,967	14,077
第40計算期間末日	(平成27年 3月13日)	1,862,449,787	1,877,742,391	13,397	13,507
第41計算期間末日	(平成27年 4月13日)	1,823,362,793	1,838,526,012	13,227	13,337
第42計算期間末日	(平成27年 5月13日)	1,860,959,396	1,875,884,999	13,715	13,825
第43計算期間末日	(平成27年 6月15日)	1,728,333,916	1,741,976,453	13,936	14,046
第44計算期間末日	(平成27年 7月13日)	1,530,688,823	1,543,097,701	13,569	13,679
第45計算期間末日	(平成27年 8月13日)	1,473,474,526	1,485,352,525	13,646	13,756
第46計算期間末日	(平成27年 9月14日)	1,394,690,985	1,406,310,489	13,203	13,313
第47計算期間末日	(平成27年10月13日)	1,320,774,684	1,331,946,486	13,005	13,115
第48計算期間末日	(平成27年11月13日)	1,261,321,304	1,272,299,089	12,639	12,749
第49計算期間末日	(平成27年12月14日)	1,118,097,934	1,127,929,347	12,510	12,620
第50計算期間末日	(平成28年 1月13日)	1,006,872,515	1,016,308,137	11,738	11,848
第51計算期間末日	(平成28年 2月15日)	889,796,591	898,623,197	11,089	11,199
第52計算期間末日	(平成28年 3月14日)	924,572,693	933,368,187	11,563	11,673
第53計算期間末日	(平成28年 4月13日)	878,633,663	887,238,994	11,231	11,341
第54計算期間末日	(平成28年 5月13日)	848,820,151	857,125,031	11,243	11,353
第55計算期間末日	(平成28年 6月13日)	802,798,464	810,806,205	11,028	11,138
第56計算期間末日	(平成28年 7月13日)	729,543,474	734,416,633	10,479	10,549
第57計算期間末日	(平成28年 8月15日)	689,859,055	694,528,299	10,342	10,412
第58計算期間末日	(平成28年 9月13日)	692,159,975	696,806,104	10,428	10,498
第59計算期間末日	(平成28年10月13日)	677,725,550	682,287,089	10,400	10,470
第60計算期間末日	(平成28年11月14日)	661,447,947	665,876,596	10,455	10,525
第61計算期間末日	(平成28年12月13日)	649,476,803	653,590,593	11,051	11,121
第62計算期間末日	(平成29年 1月13日)	618,360,921	622,286,777	11,026	11,096
第63計算期間末日	(平成29年 2月13日)	594,145,070	597,947,469	10,938	11,008
第64計算期間末日	(平成29年 3月13日)	574,116,154	577,739,306	11,092	11,162
第65計算期間末日	(平成29年 4月13日)	531,358,812	534,900,773	10,501	10,571
第66計算期間末日	(平成29年 5月15日)	553,692,002	557,139,886	11,241	11,311
第67計算期間末日	(平成29年 6月13日)	556,656,329	560,151,234	11,149	11,219

第68計算期間末日	(平成29年 7月13日)	561,548,385	564,935,769	11,604	11,674
第69計算期間末日	(平成29年 8月14日)	618,589,110	621,249,632	11,625	11,675
第70計算期間末日	(平成29年 9月13日)	696,544,960	699,483,923	11,850	11,900
第71計算期間末日	(平成29年10月13日)	697,011,169	699,910,129	12,022	12,072
第72計算期間末日	(平成29年11月13日)	684,261,138	687,131,845	11,918	11,968
第73計算期間末日	(平成29年12月13日)	657,140,068	659,890,161	11,948	11,998
第74計算期間末日	(平成30年 1月15日)	660,390,546	663,119,382	12,100	12,150
第75計算期間末日	(平成30年 2月13日)	616,099,330	618,716,566	11,770	11,820
第76計算期間末日	(平成30年 3月13日)	607,933,810	610,557,367	11,586	11,636
第77計算期間末日	(平成30年 4月13日)	611,312,481	613,943,710	11,616	11,666
第78計算期間末日	(平成30年 5月14日)	602,548,152	605,183,873	11,430	11,480
第79計算期間末日	(平成30年 6月13日)	580,206,145	582,793,409	11,213	11,263
第80計算期間末日	(平成30年 7月13日)	566,455,755	568,969,973	11,265	11,315
第81計算期間末日	(平成30年 8月13日)	533,473,399	535,929,827	10,859	10,909
第82計算期間末日	(平成30年 9月13日)	493,310,031	495,547,656	11,023	11,073
第83計算期間末日	(平成30年10月15日)	471,711,769	473,859,034	10,984	11,034
第84計算期間末日	(平成30年11月13日)	449,400,919	451,471,787	10,851	10,901
第85計算期間末日	(平成30年12月13日)	424,481,228	426,515,926	10,431	10,481
第86計算期間末日	(平成31年 1月15日)	412,071,679	414,108,222	10,117	10,167
第87計算期間末日	(平成31年 2月13日)	418,630,669	420,668,510	10,271	10,321
第88計算期間末日	(平成31年 3月13日)	423,398,816	425,432,840	10,408	10,458
第89計算期間末日	(平成31年 4月15日)	419,245,478	421,218,845	10,623	10,673
第90計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	393,574,618	395,499,990	10,221	10,271
第91計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	391,688,613	393,615,001	10,166	10,216
第92計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	386,036,034	387,932,443	10,178	10,228
第93計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	376,286,759	378,190,961	9,880	9,930
第94計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	370,253,451	372,104,384	10,002	10,052
第95計算期間末日	(令和 1年10月15日)	369,717,561	371,572,410	9,966	10,016
第96計算期間末日	(令和 1年11月13日)	371,536,081	373,396,695	9,984	10,034
第97計算期間末日	(令和 1年12月13日)	377,107,234	378,965,747	10,145	10,195
第98計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	379,448,338	381,306,888	10,208	10,258
第99計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	362,785,758	364,582,054	10,098	10,148
第100計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	312,250,880	314,039,245	8,730	8,780
第101計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	307,134,074	308,202,631	8,623	8,653
第102計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	306,137,259	307,207,770	8,579	8,609
第103計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	326,105,192	327,164,105	9,239	9,269
第104計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	326,511,752	327,567,267	9,280	9,310
	令和 1年 7月末日	386,841,535	—	10,169	—
	8月末日	368,616,006	—	9,932	—
	9月末日	368,617,464	—	9,938	—
	10月末日	374,387,860	—	10,080	—
	11月末日	373,656,602	—	10,028	—

12月末日	381,360,908	—	10,269	—
令和 2年 1月末日	361,586,892	—	10,066	—
2月末日	358,008,220	—	10,011	—
3月末日	295,757,737	—	8,264	—
4月末日	305,690,291	—	8,571	—
5月末日	321,433,188	—	8,998	—
6月末日	327,290,578	—	9,269	—
7月末日	339,119,882	—	9,641	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	60円
第4計算期間	60円
第5計算期間	60円
第6計算期間	60円
第7計算期間	60円
第8計算期間	60円
第9計算期間	60円
第10計算期間	60円
第11計算期間	60円
第12計算期間	60円
第13計算期間	60円
第14計算期間	60円
第15計算期間	60円
第16計算期間	60円
第17計算期間	60円
第18計算期間	60円
第19計算期間	60円
第20計算期間	60円
第21計算期間	60円
第22計算期間	60円
第23計算期間	60円
第24計算期間	60円
第25計算期間	110円
第26計算期間	110円
第27計算期間	110円
第28計算期間	110円
第29計算期間	110円

第30計算期間	110円
第31計算期間	110円
第32計算期間	110円
第33計算期間	110円
第34計算期間	110円
第35計算期間	110円
第36計算期間	110円
第37計算期間	110円
第38計算期間	110円
第39計算期間	110円
第40計算期間	110円
第41計算期間	110円
第42計算期間	110円
第43計算期間	110円
第44計算期間	110円
第45計算期間	110円
第46計算期間	110円
第47計算期間	110円
第48計算期間	110円
第49計算期間	110円
第50計算期間	110円
第51計算期間	110円
第52計算期間	110円
第53計算期間	110円
第54計算期間	110円
第55計算期間	110円
第56計算期間	70円
第57計算期間	70円
第58計算期間	70円
第59計算期間	70円
第60計算期間	70円
第61計算期間	70円
第62計算期間	70円
第63計算期間	70円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円

第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.21
第2計算期間	2.00
第3計算期間	11.08
第4計算期間	9.24

第5計算期間	3.05
第6計算期間	1.77
第7計算期間	6.78
第8計算期間	0.09
第9計算期間	2.58
第10計算期間	7.15
第11計算期間	2.67
第12計算期間	0.93
第13計算期間	9.46
第14計算期間	13.64
第15計算期間	3.16
第16計算期間	1.16
第17計算期間	4.80
第18計算期間	4.11
第19計算期間	5.74
第20計算期間	1.87
第21計算期間	0.70
第22計算期間	2.63
第23計算期間	2.27
第24計算期間	1.75
第25計算期間	6.14
第26計算期間	1.32
第27計算期間	1.70
第28計算期間	3.54
第29計算期間	0.59
第30計算期間	0.33
第31計算期間	0.69
第32計算期間	1.02
第33計算期間	1.85
第34計算期間	2.83
第35計算期間	3.18
第36計算期間	6.35
第37計算期間	2.65
第38計算期間	4.61
第39計算期間	2.05
第40計算期間	3.29
第41計算期間	0.44
第42計算期間	4.52
第43計算期間	2.41
第44計算期間	1.84
第45計算期間	1.37
第46計算期間	2.44

第47計算期間	0.66
第48計算期間	1.96
第49計算期間	0.15
第50計算期間	5.29
第51計算期間	4.59
第52計算期間	5.26
第53計算期間	1.91
第54計算期間	1.08
第55計算期間	0.93
第56計算期間	4.34
第57計算期間	0.63
第58計算期間	1.50
第59計算期間	0.40
第60計算期間	1.20
第61計算期間	6.37
第62計算期間	0.40
第63計算期間	0.16
第64計算期間	2.04
第65計算期間	4.69
第66計算期間	7.71
第67計算期間	0.19
第68計算期間	4.70
第69計算期間	0.61
第70計算期間	2.36
第71計算期間	1.87
第72計算期間	0.44
第73計算期間	0.67
第74計算期間	1.69
第75計算期間	2.31
第76計算期間	1.13
第77計算期間	0.69
第78計算期間	1.17
第79計算期間	1.46
第80計算期間	0.90
第81計算期間	3.16
第82計算期間	1.97
第83計算期間	0.09
第84計算期間	0.75
第85計算期間	3.40
第86計算期間	2.53
第87計算期間	2.01
第88計算期間	1.82

第89計算期間	2.54
第90計算期間	3.31
第91計算期間	0.04
第92計算期間	0.60
第93計算期間	2.43
第94計算期間	1.74
第95計算期間	0.13
第96計算期間	0.68
第97計算期間	2.11
第98計算期間	1.11
第99計算期間	0.58
第100計算期間	13.05
第101計算期間	0.88
第102計算期間	0.16
第103計算期間	8.04
第104計算期間	0.76

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	20,000,000	—	20,000,000
第2計算期間	—	—	20,000,000
第3計算期間	2,105,567	—	22,105,567
第4計算期間	3,716,715	8,788	25,813,494
第5計算期間	14,824,364	—	40,637,858
第6計算期間	384,480	—	41,022,338
第7計算期間	41,898,747	—	82,921,085
第8計算期間	6,341,806	—	89,262,891
第9計算期間	14,714,705	—	103,977,596
第10計算期間	911,187	173,834	104,714,949
第11計算期間	621,464	5,080,810	100,255,603
第12計算期間	19,504,364	10,888,146	108,871,821
第13計算期間	44,998,635	32,967,048	120,903,408
第14計算期間	87,347,511	8,371,849	199,879,070
第15計算期間	327,122,287	25,203,997	501,797,360
第16計算期間	48,764,897	37,404,040	513,158,217
第17計算期間	54,105,723	88,780,686	478,483,254
第18計算期間	38,041,860	118,272,976	398,252,138
第19計算期間	155,626,684	124,186,195	429,692,627
第20計算期間	70,875,493	40,136,401	460,431,719

第21計算期間	14,536,642	23,226,281	451,742,080
第22計算期間	45,344,804	56,329,087	440,757,797
第23計算期間	124,079,696	6,230,001	558,607,492
第24計算期間	110,453,014	53,793,634	615,266,872
第25計算期間	174,099,466	207,630,004	581,736,334
第26計算期間	316,565,233	14,382,610	883,918,957
第27計算期間	339,607,637	25,155,275	1,198,371,319
第28計算期間	107,187,123	24,943,699	1,280,614,743
第29計算期間	457,985,606	26,049,452	1,712,550,897
第30計算期間	180,417,218	33,564,681	1,859,403,434
第31計算期間	166,228,547	96,493,610	1,929,138,371
第32計算期間	140,540,013	53,223,022	2,016,455,362
第33計算期間	99,173,991	35,988,653	2,079,640,700
第34計算期間	59,168,984	88,253,139	2,050,556,545
第35計算期間	129,627,492	117,744,379	2,062,439,658
第36計算期間	16,376,817	168,758,465	1,910,058,010
第37計算期間	100,931,056	353,020,195	1,657,968,871
第38計算期間	22,983,540	72,993,481	1,607,958,930
第39計算期間	25,979,557	120,152,411	1,513,786,076
第40計算期間	41,433,773	164,983,067	1,390,236,782
第41計算期間	34,518,844	46,281,158	1,378,474,468
第42計算期間	17,510,484	39,111,864	1,356,873,088
第43計算期間	20,205,324	136,847,701	1,240,230,711
第44計算期間	8,175,105	120,325,942	1,128,079,874
第45計算期間	14,889,203	63,150,955	1,079,818,122
第46計算期間	9,675,538	33,175,034	1,056,318,626
第47計算期間	3,898,950	44,599,195	1,015,618,381
第48計算期間	3,494,143	21,132,041	997,980,483
第49計算期間	3,258,563	107,474,175	893,764,871
第50計算期間	3,017,946	38,998,916	857,783,901
第51計算期間	2,208,966	57,574,110	802,418,757
第52計算期間	3,892,685	6,721,017	799,590,425
第53計算期間	2,844,123	20,131,653	782,302,895
第54計算期間	2,466,909	29,780,691	754,989,113
第55計算期間	14,905,396	41,917,972	727,976,537
第56計算期間	2,639,480	34,450,418	696,165,599
第57計算期間	1,418,171	30,548,816	667,034,954
第58計算期間	1,336,874	4,639,113	663,732,715
第59計算期間	1,322,392	13,406,606	651,648,501
第60計算期間	1,759,167	20,743,437	632,664,231
第61計算期間	1,444,094	46,424,019	587,684,306
第62計算期間	1,402,871	28,250,472	560,836,705

第63計算期間	10,037,574	27,674,303	543,199,976
第64計算期間	1,602,004	27,208,753	517,593,227
第65計算期間	6,648,761	18,247,489	505,994,499
第66計算期間	1,321,038	14,760,608	492,554,929
第67計算期間	12,371,131	5,653,830	499,272,230
第68計算期間	16,737,958	32,098,092	483,912,096
第69計算期間	52,331,429	4,139,052	532,104,473
第70計算期間	56,271,113	582,893	587,792,693
第71計算期間	6,575,348	14,576,001	579,792,040
第72計算期間	19,141,174	24,791,652	574,141,562
第73計算期間	7,633,873	31,756,765	550,018,670
第74計算期間	10,001,526	14,252,978	545,767,218
第75計算期間	1,791,291	24,111,174	523,447,335
第76計算期間	1,370,507	106,279	524,711,563
第77計算期間	5,031,389	3,497,016	526,245,936
第78計算期間	923,392	25,081	527,144,247
第79計算期間	1,298,868	10,990,312	517,452,803
第80計算期間	5,191,842	19,800,915	502,843,730
第81計算期間	869,245	12,427,288	491,285,687
第82計算期間	886,320	44,646,893	447,525,114
第83計算期間	721,605	18,793,583	429,453,136
第84計算期間	985,290	16,264,711	414,173,715
第85計算期間	683,316	7,917,426	406,939,605
第86計算期間	847,238	478,234	407,308,609
第87計算期間	723,383	463,650	407,568,342
第88計算期間	699,725	1,463,104	406,804,963
第89計算期間	1,245,737	13,377,134	394,673,566
第90計算期間	670,975	10,270,032	385,074,509
第91計算期間	1,278,878	1,075,659	385,277,728
第92計算期間	723,744	6,719,563	379,281,909
第93計算期間	2,311,689	753,035	380,840,563
第94計算期間	814,171	11,468,039	370,186,695
第95計算期間	793,375	10,122	370,969,948
第96計算期間	1,371,393	218,358	372,122,983
第97計算期間	696,073	1,116,287	371,702,769
第98計算期間	1,014,797	1,007,541	371,710,025
第99計算期間	616,901	13,067,552	359,259,374
第100計算期間	648,217	2,234,578	357,673,013
第101計算期間	1,389,967	2,877,034	356,185,946
第102計算期間	662,854	11,636	356,837,164
第103計算期間	455,303	4,321,461	352,971,006
第104計算期間	436,656	1,569,043	351,838,619

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	533,423,527	99.05
親投資信託受益証券	日本	652,213	0.12
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,453,005	0.83
純資産総額		538,528,745	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドAUDシェアクラス	75,427.535	6,913	521,430,549	7,072	533,423,527	99.05
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	640,555	1.0182	652,213	1.0182	652,213	0.12

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.05
親投資信託受益証券	0.12
合計	99.17

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年12月13日）	19,568,783	19,568,783	9,497	9,497
第2計算期間末日（平成24年 1月13日）	23,227,612	23,227,612	9,824	9,824
第3計算期間末日（平成24年 2月13日）	26,377,552	26,618,970	10,926	11,026
第4計算期間末日（平成24年 3月13日）	28,611,381	28,855,554	11,718	11,818
第5計算期間末日（平成24年 4月13日）	31,818,244	32,101,892	11,217	11,317
第6計算期間末日（平成24年 5月14日）	30,506,080	30,789,771	10,753	10,853
第7計算期間末日（平成24年 6月13日）	72,813,417	73,527,939	10,191	10,291
第8計算期間末日（平成24年 7月13日）	50,633,307	51,113,343	10,548	10,648
第9計算期間末日（平成24年 8月13日）	54,071,939	54,558,901	11,104	11,204
第10計算期間末日（平成24年 9月13日）	63,471,723	64,038,405	11,201	11,301
第11計算期間末日（平成24年10月15日）	91,273,913	92,093,937	11,131	11,231
第12計算期間末日（平成24年11月13日）	114,313,341	115,403,444	11,535	11,645
第13計算期間末日（平成24年12月13日）	151,369,161	152,707,816	12,438	12,548
第14計算期間末日（平成25年 1月15日）	258,128,121	260,194,548	13,741	13,851
第15計算期間末日（平成25年 2月13日）	225,648,854	227,467,474	13,648	13,758
第16計算期間末日（平成25年 3月13日）	263,503,484	265,543,492	14,208	14,318
第17計算期間末日（平成25年 4月15日）	357,454,073	360,081,152	14,967	15,077
第18計算期間末日（平成25年 5月13日）	333,062,433	335,517,879	14,921	15,031
第19計算期間末日（平成25年 6月13日）	208,654,935	210,427,995	12,945	13,055
第20計算期間末日（平成25年 7月16日）	206,361,223	208,141,234	12,753	12,863
第21計算期間末日（平成25年 8月13日）	192,571,115	194,239,549	12,696	12,806
第22計算期間末日（平成25年 9月13日）	135,392,946	136,532,907	13,065	13,175
第23計算期間末日（平成25年10月15日）	167,243,988	168,627,784	13,294	13,404
第24計算期間末日（平成25年11月13日）	239,950,133	241,925,569	13,361	13,471
第25計算期間末日（平成25年12月13日）	276,225,533	279,371,530	13,170	13,320
第26計算期間末日（平成26年 1月14日）	439,282,789	444,215,294	13,359	13,509
第27計算期間末日（平成26年 2月13日）	461,628,046	466,873,523	13,201	13,351
第28計算期間末日（平成26年 3月13日）	550,106,019	556,381,772	13,148	13,298
第29計算期間末日（平成26年 4月14日）	736,928,698	745,063,856	13,588	13,738
第30計算期間末日（平成26年 5月13日）	826,667,910	835,805,132	13,571	13,721
第31計算期間末日（平成26年 6月13日）	950,029,991	960,475,561	13,643	13,793

第32計算期間末日	(平成26年 7月14日)	1,446,352,439	1,462,699,524	13,272	13,422
第33計算期間末日	(平成26年 8月13日)	1,745,697,471	1,765,861,219	12,986	13,136
第34計算期間末日	(平成26年 9月16日)	2,440,024,699	2,467,492,456	13,325	13,475
第35計算期間末日	(平成26年10月14日)	2,641,983,680	2,673,361,810	12,630	12,780
第36計算期間末日	(平成26年11月13日)	3,031,847,649	3,065,558,033	13,491	13,641
第37計算期間末日	(平成26年12月15日)	3,316,248,926	3,354,550,333	12,987	13,137
第38計算期間末日	(平成27年 1月13日)	3,509,639,848	3,550,688,060	12,825	12,975
第39計算期間末日	(平成27年 2月13日)	3,330,385,710	3,371,345,793	12,196	12,346
第40計算期間末日	(平成27年 3月13日)	3,598,319,445	3,641,662,886	12,453	12,603
第41計算期間末日	(平成27年 4月13日)	3,714,741,401	3,760,280,232	12,236	12,386
第42計算期間末日	(平成27年 5月13日)	3,821,784,328	3,867,872,571	12,438	12,588
第43計算期間末日	(平成27年 6月15日)	3,476,558,029	3,519,256,387	12,213	12,363
第44計算期間末日	(平成27年 7月13日)	3,061,939,704	3,102,021,604	11,459	11,609
第45計算期間末日	(平成27年 8月13日)	2,951,616,858	2,990,419,036	11,410	11,560
第46計算期間末日	(平成27年 9月14日)	2,644,128,489	2,682,106,906	10,443	10,593
第47計算期間末日	(平成27年10月13日)	2,603,708,982	2,640,601,131	10,586	10,736
第48計算期間末日	(平成27年11月13日)	2,574,705,990	2,604,102,146	10,510	10,630
第49計算期間末日	(平成27年12月14日)	2,391,251,109	2,419,098,778	10,304	10,424
第50計算期間末日	(平成28年 1月13日)	2,105,927,139	2,132,463,149	9,523	9,643
第51計算期間末日	(平成28年 2月15日)	1,913,761,561	1,939,960,681	8,766	8,886
第52計算期間末日	(平成28年 3月14日)	2,131,991,931	2,158,100,977	9,799	9,919
第53計算期間末日	(平成28年 4月13日)	2,060,982,443	2,087,194,197	9,435	9,555
第54計算期間末日	(平成28年 5月13日)	1,969,210,931	1,995,284,516	9,063	9,183
第55計算期間末日	(平成28年 6月13日)	1,961,727,474	1,987,757,536	9,044	9,164
第56計算期間末日	(平成28年 7月13日)	1,951,863,585	1,969,192,108	9,011	9,091
第57計算期間末日	(平成28年 8月15日)	1,863,498,347	1,880,256,599	8,896	8,976
第58計算期間末日	(平成28年 9月13日)	1,791,201,538	1,807,623,593	8,726	8,806
第59計算期間末日	(平成28年10月13日)	1,775,945,227	1,791,847,162	8,934	9,014
第60計算期間末日	(平成28年11月14日)	1,772,420,558	1,788,008,310	9,096	9,176
第61計算期間末日	(平成28年12月13日)	1,848,406,469	1,863,548,878	9,765	9,845
第62計算期間末日	(平成29年 1月13日)	1,712,749,217	1,726,849,173	9,718	9,798
第63計算期間末日	(平成29年 2月13日)	1,668,721,874	1,682,217,228	9,892	9,972
第64計算期間末日	(平成29年 3月13日)	1,593,109,015	1,606,080,433	9,825	9,905
第65計算期間末日	(平成29年 4月13日)	1,442,657,591	1,455,085,266	9,287	9,367
第66計算期間末日	(平成29年 5月15日)	1,473,448,102	1,485,811,024	9,535	9,615
第67計算期間末日	(平成29年 6月13日)	1,430,847,525	1,443,017,015	9,406	9,486
第68計算期間末日	(平成29年 7月13日)	1,463,723,739	1,475,706,087	9,773	9,853
第69計算期間末日	(平成29年 8月14日)	1,363,431,613	1,374,601,921	9,765	9,845
第70計算期間末日	(平成29年 9月13日)	1,383,388,398	1,394,520,878	9,941	10,021
第71計算期間末日	(平成29年10月13日)	1,263,536,515	1,273,752,217	9,895	9,975
第72計算期間末日	(平成29年11月13日)	1,173,871,122	1,183,500,191	9,753	9,833
第73計算期間末日	(平成29年12月13日)	1,113,125,345	1,122,463,147	9,537	9,617

第74計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,131,190,076	1,140,484,585	9,736	9,816
第75計算期間末日	(平成30年 2月13日)	1,052,531,647	1,061,615,757	9,269	9,349
第76計算期間末日	(平成30年 3月13日)	1,022,984,633	1,031,956,486	9,122	9,202
第77計算期間末日	(平成30年 4月13日)	1,008,683,763	1,017,644,024	9,006	9,086
第78計算期間末日	(平成30年 5月14日)	965,146,261	973,858,925	8,862	8,942
第79計算期間末日	(平成30年 6月13日)	941,374,567	949,872,467	8,862	8,942
第80計算期間末日	(平成30年 7月13日)	909,674,199	918,027,352	8,712	8,792
第81計算期間末日	(平成30年 8月13日)	883,993,329	892,352,527	8,460	8,540
第82計算期間末日	(平成30年 9月13日)	845,717,181	853,954,232	8,214	8,294
第83計算期間末日	(平成30年10月15日)	836,268,671	844,445,915	8,181	8,261
第84計算期間末日	(平成30年11月13日)	857,034,496	862,139,319	8,394	8,444
第85計算期間末日	(平成30年12月13日)	778,342,532	783,183,373	8,039	8,089
第86計算期間末日	(平成31年 1月15日)	739,125,582	743,917,073	7,713	7,763
第87計算期間末日	(平成31年 2月13日)	744,805,091	749,555,827	7,839	7,889
第88計算期間末日	(平成31年 3月13日)	739,112,399	743,759,629	7,952	8,002
第89計算期間末日	(平成31年 4月15日)	758,160,395	762,779,083	8,208	8,258
第90計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	712,253,439	716,851,820	7,745	7,795
第91計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	694,012,199	698,576,233	7,603	7,653
第92計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	703,046,426	707,600,128	7,720	7,770
第93計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	666,129,673	670,686,624	7,309	7,359
第94計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	676,731,036	681,184,907	7,597	7,647
第95計算期間末日	(令和 1年10月15日)	664,352,590	668,796,096	7,476	7,526
第96計算期間末日	(令和 1年11月13日)	660,800,903	665,175,911	7,552	7,602
第97計算期間末日	(令和 1年12月13日)	651,824,801	656,077,512	7,664	7,714
第98計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	655,552,810	659,800,064	7,717	7,767
第99計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	644,783,965	649,024,217	7,603	7,653
第100計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	499,185,767	503,356,090	5,985	6,035
第101計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	498,941,051	501,445,432	5,977	6,007
第102計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	512,452,058	514,944,795	6,167	6,197
第103計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	559,477,034	561,965,940	6,744	6,774
第104計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	538,581,284	540,943,200	6,841	6,871
令和 1年 7月末日		697,468,111	—	7,653	—
8月末日		662,125,792	—	7,367	—
9月末日		666,561,132	—	7,500	—
10月末日		664,282,336	—	7,592	—
11月末日		660,054,483	—	7,530	—
12月末日		666,572,000	—	7,823	—
令和 2年 1月末日		631,889,464	—	7,451	—
2月末日		610,767,100	—	7,292	—
3月末日		463,666,095	—	5,554	—
4月末日		511,967,588	—	6,159	—
5月末日		540,120,334	—	6,505	—

6月末日	543,747,982	—	6,781	—
7月末日	538,528,745	—	6,992	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	100円
第4計算期間	100円
第5計算期間	100円
第6計算期間	100円
第7計算期間	100円
第8計算期間	100円
第9計算期間	100円
第10計算期間	100円
第11計算期間	100円
第12計算期間	110円
第13計算期間	110円
第14計算期間	110円
第15計算期間	110円
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円
第18計算期間	110円
第19計算期間	110円
第20計算期間	110円
第21計算期間	110円
第22計算期間	110円
第23計算期間	110円
第24計算期間	110円
第25計算期間	150円
第26計算期間	150円
第27計算期間	150円
第28計算期間	150円
第29計算期間	150円
第30計算期間	150円
第31計算期間	150円
第32計算期間	150円
第33計算期間	150円
第34計算期間	150円
第35計算期間	150円

第36計算期間	150円
第37計算期間	150円
第38計算期間	150円
第39計算期間	150円
第40計算期間	150円
第41計算期間	150円
第42計算期間	150円
第43計算期間	150円
第44計算期間	150円
第45計算期間	150円
第46計算期間	150円
第47計算期間	150円
第48計算期間	120円
第49計算期間	120円
第50計算期間	120円
第51計算期間	120円
第52計算期間	120円
第53計算期間	120円
第54計算期間	120円
第55計算期間	120円
第56計算期間	80円
第57計算期間	80円
第58計算期間	80円
第59計算期間	80円
第60計算期間	80円
第61計算期間	80円
第62計算期間	80円
第63計算期間	80円
第64計算期間	80円
第65計算期間	80円
第66計算期間	80円
第67計算期間	80円
第68計算期間	80円
第69計算期間	80円
第70計算期間	80円
第71計算期間	80円
第72計算期間	80円
第73計算期間	80円
第74計算期間	80円
第75計算期間	80円
第76計算期間	80円
第77計算期間	80円

第78計算期間	80円
第79計算期間	80円
第80計算期間	80円
第81計算期間	80円
第82計算期間	80円
第83計算期間	80円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	5.03
第2計算期間	3.44
第3計算期間	12.23
第4計算期間	8.16
第5計算期間	3.42
第6計算期間	3.24
第7計算期間	4.29
第8計算期間	4.48
第9計算期間	6.21
第10計算期間	1.77

第11計算期間	0.26
第12計算期間	4.61
第13計算期間	8.78
第14計算期間	11.36
第15計算期間	0.12
第16計算期間	4.90
第17計算期間	6.11
第18計算期間	0.42
第19計算期間	12.50
第20計算期間	0.63
第21計算期間	0.41
第22計算期間	3.77
第23計算期間	2.59
第24計算期間	1.33
第25計算期間	0.30
第26計算期間	2.57
第27計算期間	0.05
第28計算期間	0.73
第29計算期間	4.48
第30計算期間	0.97
第31計算期間	1.63
第32計算期間	1.61
第33計算期間	1.02
第34計算期間	3.76
第35計算期間	4.09
第36計算期間	8.00
第37計算期間	2.62
第38計算期間	0.09
第39計算期間	3.73
第40計算期間	3.33
第41計算期間	0.53
第42計算期間	2.87
第43計算期間	0.60
第44計算期間	4.94
第45計算期間	0.88
第46計算期間	7.16
第47計算期間	2.80
第48計算期間	0.41
第49計算期間	0.81
第50計算期間	6.41
第51計算期間	6.68
第52計算期間	13.15

第53計算期間	2.49
第54計算期間	2.67
第55計算期間	1.11
第56計算期間	0.51
第57計算期間	0.38
第58計算期間	1.01
第59計算期間	3.30
第60計算期間	2.70
第61計算期間	8.23
第62計算期間	0.33
第63計算期間	2.61
第64計算期間	0.13
第65計算期間	4.66
第66計算期間	3.53
第67計算期間	0.51
第68計算期間	4.75
第69計算期間	0.73
第70計算期間	2.62
第71計算期間	0.34
第72計算期間	0.62
第73計算期間	1.39
第74計算期間	2.92
第75計算期間	3.97
第76計算期間	0.72
第77計算期間	0.39
第78計算期間	0.71
第79計算期間	0.90
第80計算期間	0.78
第81計算期間	1.97
第82計算期間	1.96
第83計算期間	0.57
第84計算期間	3.21
第85計算期間	3.63
第86計算期間	3.43
第87計算期間	2.28
第88計算期間	2.07
第89計算期間	3.84
第90計算期間	5.03
第91計算期間	1.18
第92計算期間	2.19
第93計算期間	4.67
第94計算期間	4.62

第95計算期間	0.93
第96計算期間	1.68
第97計算期間	2.14
第98計算期間	1.34
第99計算期間	0.82
第100計算期間	20.62
第101計算期間	0.36
第102計算期間	3.68
第103計算期間	9.84
第104計算期間	1.88

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	20,606,309	—	20,606,309
第2計算期間	3,037,480	—	23,643,789
第3計算期間	498,090	—	24,141,879
第4計算期間	275,460	—	24,417,339
第5計算期間	4,573,863	626,366	28,364,836
第6計算期間	4,356	—	28,369,192
第7計算期間	43,083,055	—	71,452,247
第8計算期間	4,737,095	28,185,650	48,003,692
第9計算期間	5,344,356	4,651,781	48,696,267
第10計算期間	7,971,984	—	56,668,251
第11計算期間	30,113,496	4,779,338	82,002,409
第12計算期間	31,273,689	14,175,806	99,100,292
第13計算期間	24,250,306	1,654,655	121,695,943
第14計算期間	66,161,098	—	187,857,041
第15計算期間	27,260,133	49,788,056	165,329,118
第16計算期間	23,989,984	3,863,756	185,455,346
第17計算期間	80,737,208	27,367,113	238,825,441
第18計算期間	2,223,824	17,826,844	223,222,421
第19計算期間	121,400	62,156,488	161,187,333
第20計算期間	10,808,903	10,177,009	161,819,227
第21計算期間	14,217,438	24,360,793	151,675,872
第22計算期間	10,283,426	58,326,421	103,632,877
第23計算期間	23,380,123	1,213,281	125,799,719
第24計算期間	54,160,432	375,005	179,585,146
第25計算期間	34,903,900	4,755,893	209,733,153
第26計算期間	119,366,748	266,190	328,833,711

第27計算期間	20,879,696	14,874	349,698,533
第28計算期間	74,129,840	5,444,801	418,383,572
第29計算期間	200,224,395	76,264,075	542,343,892
第30計算期間	101,407,491	34,603,218	609,148,165
第31計算期間	110,783,058	23,559,868	696,371,355
第32計算期間	419,331,144	25,896,815	1,089,805,684
第33計算期間	383,667,233	129,223,017	1,344,249,900
第34計算期間	487,031,914	97,992	1,831,183,822
第35計算期間	328,464,992	67,773,455	2,091,875,359
第36計算期間	171,159,590	15,675,952	2,247,358,997
第37計算期間	437,108,284	131,040,140	2,553,427,141
第38計算期間	240,663,564	57,543,180	2,736,547,525
第39計算期間	155,083,594	160,958,892	2,730,672,227
第40計算期間	213,666,588	54,776,060	2,889,562,755
第41計算期間	239,761,747	93,402,400	3,035,922,102
第42計算期間	100,305,124	63,677,674	3,072,549,552
第43計算期間	122,424,979	348,417,296	2,846,557,235
第44計算期間	74,008,405	248,438,925	2,672,126,715
第45計算期間	23,199,091	108,513,904	2,586,811,902
第46計算期間	14,849,018	69,766,409	2,531,894,511
第47計算期間	22,017,757	94,435,622	2,459,476,646
第48計算期間	25,960,196	35,757,131	2,449,679,711
第49計算期間	4,648,133	133,688,729	2,320,639,115
第50計算期間	68,178,920	177,483,806	2,211,334,229
第51計算期間	31,029,789	59,103,954	2,183,260,064
第52計算期間	15,525,240	23,031,419	2,175,753,885
第53計算期間	20,732,381	12,173,361	2,184,312,905
第54計算期間	5,607,953	17,122,090	2,172,798,768
第55計算期間	14,451,825	18,078,703	2,169,171,890
第56計算期間	9,838,376	12,944,886	2,166,065,380
第57計算期間	4,215,662	75,499,478	2,094,781,564
第58計算期間	4,388,760	46,413,364	2,052,756,960
第59計算期間	12,517,413	77,532,456	1,987,741,917
第60計算期間	3,896,114	43,168,991	1,948,469,040
第61計算期間	5,254,831	60,922,627	1,892,801,244
第62計算期間	4,598,789	134,905,530	1,762,494,503
第63計算期間	2,928,471	78,503,630	1,686,919,344
第64計算期間	2,832,660	68,324,728	1,621,427,276
第65計算期間	2,467,424	70,435,206	1,553,459,494
第66計算期間	7,265,805	15,359,982	1,545,365,317
第67計算期間	3,973,427	28,152,370	1,521,186,374
第68計算期間	2,967,191	26,359,944	1,497,793,621

第69計算期間	2,557,501	104,062,520	1,396,288,602
第70計算期間	45,724,058	50,452,564	1,391,560,096
第71計算期間	5,017,880	119,615,169	1,276,962,807
第72計算期間	1,566,894	74,895,987	1,203,633,714
第73計算期間	2,202,943	38,611,321	1,167,225,336
第74計算期間	3,224,190	8,635,785	1,161,813,741
第75計算期間	1,403,165	27,703,089	1,135,513,817
第76計算期間	10,202,775	24,234,907	1,121,481,685
第77計算期間	3,834,712	5,283,731	1,120,032,666
第78計算期間	17,116,298	48,065,945	1,089,083,019
第79計算期間	6,280,844	33,126,242	1,062,237,621
第80計算期間	1,769,064	19,862,548	1,044,144,137
第81計算期間	2,085,727	1,330,039	1,044,899,825
第82計算期間	2,198,220	17,466,610	1,029,631,435
第83計算期間	2,214,582	9,690,464	1,022,155,553
第84計算期間	2,194,927	3,385,750	1,020,964,730
第85計算期間	1,366,740	54,163,140	968,168,330
第86計算期間	1,438,066	11,308,103	958,298,293
第87計算期間	1,519,102	9,670,090	950,147,305
第88計算期間	1,496,437	22,197,638	929,446,104
第89計算期間	1,417,598	7,125,994	923,737,708
第90計算期間	1,382,696	5,444,114	919,676,290
第91計算期間	1,499,125	8,368,445	912,806,970
第92計算期間	1,509,696	3,576,080	910,740,586
第93計算期間	1,497,097	847,373	911,390,310
第94計算期間	1,589,650	22,205,592	890,774,368
第95計算期間	1,526,795	3,599,824	888,701,339
第96計算期間	1,560,981	15,260,694	875,001,626
第97計算期間	1,542,956	26,002,345	850,542,237
第98計算期間	2,155,390	3,246,704	849,450,923
第99計算期間	1,515,450	2,915,913	848,050,460
第100計算期間	1,537,159	15,522,885	834,064,734
第101計算期間	2,190,686	1,461,670	834,793,750
第102計算期間	1,218,636	5,100,015	830,912,371
第103計算期間	1,169,340	2,446,144	829,635,567
第104計算期間	1,055,935	43,385,851	787,305,651

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	852,492,449	99.06
親投資信託受益証券	日本	1,215,098	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	6,862,133	0.80
純資産総額		860,569,680	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドＢＲＬシェアクラス	240,003.505	3,447	827,292,081	3,552	852,492,449	99.06
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	1,193,379	1.0182	1,215,098	1.0182	1,215,098	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.06
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年12月13日）	19,537,540	19,537,540	9,261	9,261
第2計算期間末日（平成24年 1月13日）	20,789,553	20,789,553	9,666	9,666
第3計算期間末日（平成24年 2月13日）	23,636,253	23,922,140	10,748	10,878
第4計算期間末日（平成24年 3月13日）	33,590,861	33,983,281	11,128	11,258
第5計算期間末日（平成24年 4月13日）	36,476,379	36,921,375	10,656	10,786
第6計算期間末日（平成24年 5月14日）	35,534,816	36,000,598	9,918	10,048
第7計算期間末日（平成24年 6月13日）	46,230,423	46,896,347	9,025	9,155
第8計算期間末日（平成24年 7月13日）	48,858,424	49,552,335	9,153	9,283
第9計算期間末日（平成24年 8月13日）	50,330,912	51,030,194	9,357	9,487
第10計算期間末日（平成24年 9月13日）	59,848,954	60,668,221	9,497	9,627
第11計算期間末日（平成24年10月15日）	76,605,772	77,653,616	9,504	9,634
第12計算期間末日（平成24年11月13日）	265,626,314	269,205,572	9,648	9,778
第13計算期間末日（平成24年12月13日）	618,289,855	626,291,444	10,045	10,175
第14計算期間末日（平成25年 1月15日）	1,480,050,394	1,497,080,150	11,298	11,428
第15計算期間末日（平成25年 2月13日）	1,771,113,682	1,790,535,446	11,855	11,985
第16計算期間末日（平成25年 3月13日）	1,842,325,679	1,861,690,497	12,368	12,498
第17計算期間末日（平成25年 4月15日）	1,837,253,945	1,856,064,259	12,697	12,827
第18計算期間末日（平成25年 5月13日）	1,634,118,348	1,650,550,781	12,928	13,058
第19計算期間末日（平成25年 6月13日）	1,247,766,947	1,262,329,600	11,139	11,269
第20計算期間末日（平成25年 7月16日）	1,146,044,657	1,159,721,594	10,893	11,023
第21計算期間末日（平成25年 8月13日）	933,359,833	944,724,659	10,677	10,807
第22計算期間末日（平成25年 9月13日）	1,108,600,593	1,121,860,688	10,869	10,999
第23計算期間末日（平成25年10月15日）	1,296,513,053	1,311,421,788	11,305	11,435
第24計算期間末日（平成25年11月13日）	1,265,671,550	1,280,869,589	10,826	10,956
第25計算期間末日（平成25年12月13日）	1,473,943,338	1,496,676,782	11,022	11,192
第26計算期間末日（平成26年 1月14日）	1,866,716,100	1,895,479,602	11,033	11,203
第27計算期間末日（平成26年 2月13日）	2,156,793,178	2,191,133,645	10,677	10,847
第28計算期間末日（平成26年 3月13日）	2,538,385,712	2,577,923,902	10,914	11,084
第29計算期間末日（平成26年 4月14日）	3,015,314,663	3,059,650,922	11,562	11,732
第30計算期間末日（平成26年 5月13日）	3,002,748,707	3,046,956,618	11,547	11,717
第31計算期間末日（平成26年 6月13日）	2,981,774,821	3,025,848,224	11,501	11,671
第32計算期間末日（平成26年 7月14日）	3,156,907,328	3,204,367,969	11,308	11,478
第33計算期間末日（平成26年 8月13日）	3,402,294,136	3,455,079,185	10,957	11,127
第34計算期間末日（平成26年 9月16日）	3,770,812,949	3,827,612,274	11,286	11,456
第35計算期間末日（平成26年10月14日）	3,900,772,456	3,962,543,304	10,735	10,905
第36計算期間末日（平成26年11月13日）	4,124,929,898	4,189,366,583	10,883	11,053
第37計算期間末日（平成26年12月15日）	4,509,312,150	4,581,756,367	10,582	10,752

第38計算期間末日	(平成27年 1月13日)	5,031,475,171	5,111,599,443	10,675	10,845
第39計算期間末日	(平成27年 2月13日)	4,960,474,628	5,044,509,983	10,035	10,205
第40計算期間末日	(平成27年 3月13日)	5,057,487,161	5,149,086,686	9,386	9,556
第41計算期間末日	(平成27年 4月13日)	5,523,440,215	5,624,012,646	9,336	9,506
第42計算期間末日	(平成27年 5月13日)	5,898,874,817	6,006,238,293	9,340	9,510
第43計算期間末日	(平成27年 6月15日)	5,999,535,091	6,110,135,752	9,222	9,392
第44計算期間末日	(平成27年 7月13日)	5,988,550,689	6,103,941,093	8,823	8,993
第45計算期間末日	(平成27年 8月13日)	5,516,712,518	5,632,315,290	8,113	8,283
第46計算期間末日	(平成27年 9月14日)	4,696,221,866	4,810,823,382	6,966	7,136
第47計算期間末日	(平成27年10月13日)	4,823,613,009	4,939,481,257	7,077	7,247
第48計算期間末日	(平成27年11月13日)	4,766,984,022	4,880,770,290	7,122	7,292
第49計算期間末日	(平成27年12月14日)	4,351,338,512	4,462,113,040	6,678	6,848
第50計算期間末日	(平成28年 1月13日)	3,925,778,213	4,035,616,005	6,076	6,246
第51計算期間末日	(平成28年 2月15日)	3,472,065,844	3,578,475,648	5,547	5,717
第52計算期間末日	(平成28年 3月14日)	3,870,192,664	3,973,883,037	6,345	6,515
第53計算期間末日	(平成28年 4月13日)	3,701,902,076	3,804,217,898	6,151	6,321
第54計算期間末日	(平成28年 5月13日)	3,642,463,726	3,743,256,726	6,143	6,313
第55計算期間末日	(平成28年 6月13日)	3,503,402,954	3,600,558,018	6,130	6,300
第56計算期間末日	(平成28年 7月13日)	3,451,746,872	3,518,706,783	6,186	6,306
第57計算期間末日	(平成28年 8月15日)	3,209,944,283	3,271,381,961	6,270	6,390
第58計算期間末日	(平成28年 9月13日)	2,868,285,206	2,925,317,110	6,035	6,155
第59計算期間末日	(平成28年10月13日)	2,928,174,367	2,984,012,628	6,293	6,413
第60計算期間末日	(平成28年11月14日)	2,691,604,458	2,745,109,369	6,037	6,157
第61計算期間末日	(平成28年12月13日)	2,839,200,056	2,890,985,846	6,579	6,699
第62計算期間末日	(平成29年 1月13日)	2,755,212,519	2,803,162,021	6,895	7,015
第63計算期間末日	(平成29年 2月13日)	2,529,907,773	2,573,368,374	6,985	7,105
第64計算期間末日	(平成29年 3月13日)	2,425,191,657	2,467,069,327	6,949	7,069
第65計算期間末日	(平成29年 4月13日)	2,191,945,534	2,231,712,424	6,614	6,734
第66計算期間末日	(平成29年 5月15日)	2,220,746,709	2,259,306,571	6,911	7,031
第67計算期間末日	(平成29年 6月13日)	1,992,698,389	2,030,531,828	6,320	6,440
第68計算期間末日	(平成29年 7月13日)	1,991,514,449	2,028,021,796	6,546	6,666
第69計算期間末日	(平成29年 8月14日)	2,069,957,482	2,108,232,609	6,490	6,610
第70計算期間末日	(平成29年 9月13日)	2,145,402,576	2,184,604,243	6,567	6,687
第71計算期間末日	(平成29年10月13日)	2,161,473,638	2,201,183,362	6,532	6,652
第72計算期間末日	(平成29年11月13日)	2,191,600,511	2,233,097,854	6,338	6,458
第73計算期間末日	(平成29年12月13日)	2,124,376,214	2,165,953,257	6,131	6,251
第74計算期間末日	(平成30年 1月15日)	2,219,023,048	2,251,309,885	6,186	6,276
第75計算期間末日	(平成30年 2月13日)	2,016,968,518	2,048,357,449	5,783	5,873
第76計算期間末日	(平成30年 3月13日)	1,945,031,817	1,975,816,967	5,686	5,776
第77計算期間末日	(平成30年 4月13日)	1,741,188,097	1,769,905,596	5,457	5,547
第78計算期間末日	(平成30年 5月14日)	1,649,019,774	1,677,593,979	5,194	5,284
第79計算期間末日	(平成30年 6月13日)	1,535,811,164	1,563,807,689	4,937	5,027

第80計算期間末日	(平成30年 7月13日)	1,461,214,257	1,488,778,526	4,771	4,861
第81計算期間末日	(平成30年 8月13日)	1,431,826,630	1,459,416,066	4,671	4,761
第82計算期間末日	(平成30年 9月13日)	1,272,721,471	1,299,366,986	4,299	4,389
第83計算期間末日	(平成30年10月15日)	1,366,255,478	1,392,688,508	4,652	4,742
第84計算期間末日	(平成30年11月13日)	1,370,553,567	1,388,061,557	4,697	4,757
第85計算期間末日	(平成30年12月13日)	1,252,186,015	1,269,319,323	4,385	4,445
第86計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,232,011,761	1,249,033,640	4,343	4,403
第87計算期間末日	(平成31年 2月13日)	1,239,327,653	1,256,075,409	4,440	4,500
第88計算期間末日	(平成31年 3月13日)	1,227,062,769	1,243,804,994	4,397	4,457
第89計算期間末日	(平成31年 4月15日)	1,222,171,839	1,238,879,176	4,389	4,449
第90計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	1,145,942,619	1,162,643,718	4,117	4,177
第91計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	1,153,114,797	1,169,615,022	4,193	4,253
第92計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	1,168,651,923	1,184,952,756	4,302	4,362
第93計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	1,160,994,782	1,178,569,292	3,964	4,024
第94計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	1,162,531,939	1,180,217,511	3,944	4,004
第95計算期間末日	(令和 1年10月15日)	1,147,508,975	1,165,381,514	3,852	3,912
第96計算期間末日	(令和 1年11月13日)	1,134,358,548	1,152,335,277	3,786	3,846
第97計算期間末日	(令和 1年12月13日)	1,268,557,963	1,288,344,562	3,847	3,907
第98計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	1,282,724,415	1,302,603,831	3,872	3,932
第99計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	1,218,738,436	1,238,845,539	3,637	3,697
第100計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	926,709,798	947,060,185	2,732	2,792
第101計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	888,970,755	899,171,767	2,614	2,644
第102計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	766,725,875	776,816,183	2,280	2,310
第103計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	894,143,490	904,099,807	2,694	2,724
第104計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	835,152,223	845,047,801	2,532	2,562
令和 1年 7月末日		1,161,680,681	—	4,303	—
8月末日		1,133,260,289	—	3,830	—
9月末日		1,140,573,209	—	3,866	—
10月末日		1,184,742,521	—	3,962	—
11月末日		1,226,620,851	—	3,736	—
12月末日		1,297,580,011	—	3,933	—
令和 2年 1月末日		1,234,235,608	—	3,679	—
2月末日		1,172,610,808	—	3,477	—
3月末日		840,767,922	—	2,456	—
4月末日		809,548,950	—	2,385	—
5月末日		847,896,986	—	2,550	—
6月末日		834,375,832	—	2,521	—
7月末日		860,569,680	—	2,606	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	130円
第4計算期間	130円
第5計算期間	130円
第6計算期間	130円
第7計算期間	130円
第8計算期間	130円
第9計算期間	130円
第10計算期間	130円
第11計算期間	130円
第12計算期間	130円
第13計算期間	130円
第14計算期間	130円
第15計算期間	130円
第16計算期間	130円
第17計算期間	130円
第18計算期間	130円
第19計算期間	130円
第20計算期間	130円
第21計算期間	130円
第22計算期間	130円
第23計算期間	130円
第24計算期間	130円
第25計算期間	170円
第26計算期間	170円
第27計算期間	170円
第28計算期間	170円
第29計算期間	170円
第30計算期間	170円
第31計算期間	170円
第32計算期間	170円
第33計算期間	170円
第34計算期間	170円
第35計算期間	170円
第36計算期間	170円
第37計算期間	170円
第38計算期間	170円
第39計算期間	170円
第40計算期間	170円
第41計算期間	170円

第42計算期間	170円
第43計算期間	170円
第44計算期間	170円
第45計算期間	170円
第46計算期間	170円
第47計算期間	170円
第48計算期間	170円
第49計算期間	170円
第50計算期間	170円
第51計算期間	170円
第52計算期間	170円
第53計算期間	170円
第54計算期間	170円
第55計算期間	170円
第56計算期間	120円
第57計算期間	120円
第58計算期間	120円
第59計算期間	120円
第60計算期間	120円
第61計算期間	120円
第62計算期間	120円
第63計算期間	120円
第64計算期間	120円
第65計算期間	120円
第66計算期間	120円
第67計算期間	120円
第68計算期間	120円
第69計算期間	120円
第70計算期間	120円
第71計算期間	120円
第72計算期間	120円
第73計算期間	120円
第74計算期間	90円
第75計算期間	90円
第76計算期間	90円
第77計算期間	90円
第78計算期間	90円
第79計算期間	90円
第80計算期間	90円
第81計算期間	90円
第82計算期間	90円
第83計算期間	90円

第84計算期間	60円
第85計算期間	60円
第86計算期間	60円
第87計算期間	60円
第88計算期間	60円
第89計算期間	60円
第90計算期間	60円
第91計算期間	60円
第92計算期間	60円
第93計算期間	60円
第94計算期間	60円
第95計算期間	60円
第96計算期間	60円
第97計算期間	60円
第98計算期間	60円
第99計算期間	60円
第100計算期間	60円
第101計算期間	30円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	7.39
第2計算期間	4.37
第3計算期間	12.53
第4計算期間	4.74
第5計算期間	3.07
第6計算期間	5.70
第7計算期間	7.69
第8計算期間	2.85
第9計算期間	3.64
第10計算期間	2.88
第11計算期間	1.44
第12計算期間	2.88
第13計算期間	5.46
第14計算期間	13.76
第15計算期間	6.08
第16計算期間	5.42

第17計算期間	3.71
第18計算期間	2.84
第19計算期間	12.83
第20計算期間	1.04
第21計算期間	0.78
第22計算期間	3.01
第23計算期間	5.20
第24計算期間	3.08
第25計算期間	3.38
第26計算期間	1.64
第27計算期間	1.68
第28計算期間	3.81
第29計算期間	7.49
第30計算期間	1.34
第31計算期間	1.07
第32計算期間	0.19
第33計算期間	1.60
第34計算期間	4.55
第35計算期間	3.37
第36計算期間	2.96
第37計算期間	1.20
第38計算期間	2.48
第39計算期間	4.40
第40計算期間	4.77
第41計算期間	1.27
第42計算期間	1.86
第43計算期間	0.55
第44計算期間	2.48
第45計算期間	6.12
第46計算期間	12.04
第47計算期間	4.03
第48計算期間	3.03
第49計算期間	3.84
第50計算期間	6.46
第51計算期間	5.90
第52計算期間	17.45
第53計算期間	0.37
第54計算期間	2.63
第55計算期間	2.55
第56計算期間	2.87
第57計算期間	3.29
第58計算期間	1.83

第59計算期間	6.26
第60計算期間	2.16
第61計算期間	10.96
第62計算期間	6.62
第63計算期間	3.04
第64計算期間	1.20
第65計算期間	3.09
第66計算期間	6.30
第67計算期間	6.81
第68計算期間	5.47
第69計算期間	0.97
第70計算期間	3.03
第71計算期間	1.29
第72計算期間	1.13
第73計算期間	1.37
第74計算期間	2.36
第75計算期間	5.05
第76計算期間	0.12
第77計算期間	2.44
第78計算期間	3.17
第79計算期間	3.21
第80計算期間	1.53
第81計算期間	0.20
第82計算期間	6.03
第83計算期間	10.30
第84計算期間	2.25
第85計算期間	5.36
第86計算期間	0.41
第87計算期間	3.61
第88計算期間	0.38
第89計算期間	1.18
第90計算期間	4.83
第91計算期間	3.30
第92計算期間	4.03
第93計算期間	6.46
第94計算期間	1.00
第95計算期間	0.81
第96計算期間	0.15
第97計算期間	3.19
第98計算期間	2.20
第99計算期間	4.51
第100計算期間	23.23

第101計算期間	3.22
第102計算期間	11.62
第103計算期間	19.47
第104計算期間	4.89

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	21,096,105	—	21,096,105
第2計算期間	744,983	332,283	21,508,805
第3計算期間	1,591,584	1,109,048	21,991,341
第4計算期間	15,812,053	7,617,171	30,186,223
第5計算期間	4,321,463	277,201	34,230,485
第6計算期間	1,598,922	—	35,829,407
第7計算期間	15,395,588	—	51,224,995
第8計算期間	2,152,784	—	53,377,779
第9計算期間	623,219	210,000	53,790,998
第10計算期間	9,411,033	181,425	63,020,606
第11計算期間	23,351,108	5,768,261	80,603,453
第12計算期間	195,230,157	506,028	275,327,582
第13計算期間	340,179,334	—	615,506,916
第14計算期間	704,209,661	9,735,319	1,309,981,258
第15計算期間	367,645,857	183,645,193	1,493,981,922
第16計算期間	92,946,351	97,326,854	1,489,601,419
第17計算期間	73,923,651	116,577,815	1,446,947,255
第18計算期間	7,121,699	190,035,612	1,264,033,342
第19計算期間	30,909,534	174,738,751	1,120,204,125
第20計算期間	8,785,850	76,917,895	1,052,072,080
第21計算期間	17,386,767	195,241,449	874,217,398
第22計算期間	229,963,232	84,173,293	1,020,007,337
第23計算期間	179,586,403	52,767,944	1,146,825,796
第24計算期間	104,122,946	81,868,765	1,169,079,977
第25計算期間	230,739,261	62,557,806	1,337,261,432
第26計算期間	386,150,566	31,441,248	1,691,970,750
第27計算期間	375,364,756	47,308,014	2,020,027,492
第28計算期間	412,630,107	106,881,713	2,325,775,886
第29計算期間	485,316,251	203,076,887	2,608,015,250
第30計算期間	354,068,502	361,618,396	2,600,465,356
第31計算期間	287,423,241	295,335,426	2,592,553,171
第32計算期間	308,900,112	109,650,867	2,791,802,416

第33計算期間	368,234,769	55,034,287	3,105,002,898
第34計算期間	393,383,691	157,249,807	3,341,136,782
第35計算期間	527,453,827	235,011,311	3,633,579,298
第36計算期間	218,805,649	61,991,678	3,790,393,269
第37計算期間	691,147,826	220,116,515	4,261,424,580
第38計算期間	542,982,402	91,214,464	4,713,192,518
第39計算期間	309,471,119	79,407,424	4,943,256,213
第40計算期間	699,909,625	254,958,472	5,388,207,366
第41計算期間	1,038,412,126	510,594,132	5,916,025,360
第42計算期間	500,259,238	100,785,960	6,315,498,638
第43計算期間	519,834,206	329,411,562	6,505,921,282
第44計算期間	438,049,886	156,300,313	6,787,670,855
第45計算期間	199,668,903	187,176,678	6,800,163,080
第46計算期間	151,692,940	210,590,357	6,741,265,663
第47計算期間	151,037,955	76,524,306	6,815,779,312
第48計算期間	28,462,236	150,931,646	6,693,309,902
第49計算期間	59,857,342	237,018,529	6,516,148,715
第50計算期間	38,539,351	93,641,438	6,461,046,628
第51計算期間	40,255,309	241,901,665	6,259,400,272
第52計算期間	47,743,042	207,709,594	6,099,433,720
第53計算期間	125,505,230	206,361,163	6,018,577,787
第54計算期間	64,940,717	154,518,454	5,929,000,050
第55計算期間	33,087,338	247,083,590	5,715,003,798
第56計算期間	65,029,673	200,040,825	5,579,992,646
第57計算期間	21,159,352	481,345,453	5,119,806,545
第58計算期間	19,556,465	386,704,278	4,752,658,732
第59計算期間	42,791,519	142,261,777	4,653,188,474
第60計算期間	87,361,821	281,807,630	4,458,742,665
第61計算期間	61,945,002	205,205,111	4,315,482,556
第62計算期間	27,111,067	346,801,778	3,995,791,845
第63計算期間	38,923,648	412,998,736	3,621,716,757
第64計算期間	36,510,064	168,420,987	3,489,805,834
第65計算期間	17,320,363	193,218,634	3,313,907,563
第66計算期間	35,485,494	136,071,163	3,213,321,894
第67計算期間	36,848,525	97,383,822	3,152,786,597
第68計算期間	24,038,567	134,546,212	3,042,278,952
第69計算期間	183,628,902	36,313,901	3,189,593,953
第70計算期間	132,589,684	55,378,032	3,266,805,605
第71計算期間	163,418,427	121,080,357	3,309,143,675
第72計算期間	231,560,275	82,591,975	3,458,111,975
第73計算期間	76,165,898	69,524,259	3,464,753,614
第74計算期間	233,741,985	111,069,203	3,587,426,396

第75計算期間	57,158,676	156,926,053	3,487,659,019
第76計算期間	17,004,126	84,090,826	3,420,572,319
第77計算期間	33,692,937	263,431,974	3,190,833,282
第78計算期間	25,658,330	41,579,919	3,174,911,693
第79計算期間	23,698,362	87,884,958	3,110,725,097
第80計算期間	15,378,830	63,407,371	3,062,696,556
第81計算期間	13,461,446	10,665,034	3,065,492,968
第82計算期間	18,804,614	123,684,745	2,960,612,837
第83計算期間	15,044,821	38,654,241	2,937,003,417
第84計算期間	54,660,523	73,665,546	2,917,998,394
第85計算期間	11,477,091	73,924,043	2,855,551,442
第86計算期間	12,353,127	30,924,709	2,836,979,860
第87計算期間	8,705,613	54,392,763	2,791,292,710
第88計算期間	23,210,246	24,132,079	2,790,370,877
第89計算期間	12,100,691	17,915,362	2,784,556,206
第90計算期間	7,412,779	8,452,412	2,783,516,573
第91計算期間	13,362,181	46,841,199	2,750,037,555
第92計算期間	25,074,691	58,306,712	2,716,805,534
第93計算期間	259,397,897	47,118,297	2,929,085,134
第94計算期間	33,618,127	15,107,798	2,947,595,463
第95計算期間	40,529,889	9,368,766	2,978,756,586
第96計算期間	43,106,975	25,741,918	2,996,121,643
第97計算期間	313,193,021	11,548,061	3,297,766,603
第98計算期間	35,462,436	19,992,899	3,313,236,140
第99計算期間	53,188,213	15,240,411	3,351,183,942
第100計算期間	89,662,876	49,115,617	3,391,731,201
第101計算期間	41,699,724	33,093,365	3,400,337,560
第102計算期間	9,863,686	46,765,235	3,363,436,011
第103計算期間	10,795,799	55,459,316	3,318,772,494
第104計算期間	7,033,299	27,279,655	3,298,526,138

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	66,221,046	98.50
親投資信託受益証券	日本	90,469	0.13

コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	916,024	1.37
純資産総額		67,227,539	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドAUDシェアクラス	3,156.514	6,913	21,820,981	7,072	22,322,867	33.20
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドZARシェアクラス	3,947.415	5,637	22,251,578	5,606	22,129,208	32.92
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ ファンドBRLシェアクラス	6,128.652	3,447	21,125,463	3,552	21,768,971	32.38
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	88,852	1.0182	90,469	1.0182	90,469	0.13

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.50
親投資信託受益証券	0.13
合計	98.64

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末日（平成23年12月13日）	55,963,613	55,963,613	9,340	9,340
第2計算期間末日（平成24年 1月13日）	58,091,823	58,091,823	9,694	9,694
第3計算期間末日（平成24年 2月13日）	64,916,101	65,576,430	10,814	10,924
第4計算期間末日（平成24年 3月13日）	69,987,144	70,649,521	11,623	11,733
第5計算期間末日（平成24年 4月13日）	68,419,846	69,104,506	10,993	11,103
第6計算期間末日（平成24年 5月14日）	65,303,606	65,988,595	10,487	10,597
第7計算期間末日（平成24年 6月13日）	60,970,732	61,661,434	9,710	9,820
第8計算期間末日（平成24年 7月13日）	62,782,720	63,476,808	9,950	10,060
第9計算期間末日（平成24年 8月13日）	65,352,432	66,047,113	10,348	10,458
第10計算期間末日（平成24年 9月13日）	67,128,784	67,840,301	10,378	10,488
第11計算期間末日（平成24年10月15日）	66,027,139	66,731,085	10,318	10,428
第12計算期間末日（平成24年11月13日）	67,748,020	68,455,322	10,536	10,646
第13計算期間末日（平成24年12月13日）	72,228,305	72,936,947	11,212	11,322
第14計算期間末日（平成25年 1月15日）	90,180,837	90,978,788	12,432	12,542
第15計算期間末日（平成25年 2月13日）	101,512,248	102,398,378	12,601	12,711
第16計算期間末日（平成25年 3月13日）	104,853,623	105,739,929	13,013	13,123
第17計算期間末日（平成25年 4月15日）	120,927,463	121,901,756	13,653	13,763
第18計算期間末日（平成25年 5月13日）	123,908,695	124,893,010	13,847	13,957
第19計算期間末日（平成25年 6月13日）	96,704,623	97,602,432	11,848	11,958
第20計算期間末日（平成25年 7月16日）	96,568,590	97,463,180	11,874	11,984
第21計算期間末日（平成25年 8月13日）	93,326,986	94,198,998	11,773	11,883
第22計算期間末日（平成25年 9月13日）	99,064,873	99,972,017	12,013	12,123
第23計算期間末日（平成25年10月15日）	101,156,908	102,065,056	12,253	12,363
第24計算期間末日（平成25年11月13日）	89,927,818	90,750,498	12,024	12,134
第25計算期間末日（平成25年12月13日）	81,465,868	82,337,124	12,156	12,286
第26計算期間末日（平成26年 1月14日）	78,179,812	79,013,198	12,195	12,325
第27計算期間末日（平成26年 2月13日）	76,365,508	77,201,568	11,874	12,004
第28計算期間末日（平成26年 3月13日）	78,390,749	79,237,420	12,036	12,166
第29計算期間末日（平成26年 4月14日）	82,652,407	83,509,358	12,538	12,668
第30計算期間末日（平成26年 5月13日）	92,975,644	93,934,502	12,605	12,735
第31計算期間末日（平成26年 6月13日）	92,578,104	93,539,213	12,522	12,652
第32計算期間末日（平成26年 7月14日）	95,996,344	97,014,074	12,262	12,392
第33計算期間末日（平成26年 8月13日）	96,037,791	97,071,202	12,081	12,211
第34計算期間末日（平成26年 9月16日）	103,330,999	104,413,884	12,405	12,535
第35計算期間末日（平成26年10月14日）	113,530,758	114,769,291	11,917	12,047
第36計算期間末日（平成26年11月13日）	122,213,811	123,482,145	12,527	12,657
第37計算期間末日（平成26年12月15日）	119,722,162	120,998,242	12,197	12,327
第38計算期間末日（平成27年 1月13日）	120,708,242	121,986,728	12,274	12,404

第39計算期間末日	(平成27年 2月13日)	116,152,863	117,430,965	11,814	11,944
第40計算期間末日	(平成27年 3月13日)	114,886,419	116,171,694	11,620	11,750
第41計算期間末日	(平成27年 4月13日)	117,392,273	118,705,747	11,619	11,749
第42計算期間末日	(平成27年 5月13日)	117,522,358	118,837,142	11,620	11,750
第43計算期間末日	(平成27年 6月15日)	120,108,981	121,468,088	11,489	11,619
第44計算期間末日	(平成27年 7月13日)	118,200,315	119,591,099	11,048	11,178
第45計算期間末日	(平成27年 8月13日)	115,328,948	116,729,541	10,705	10,835
第46計算期間末日	(平成27年 9月14日)	106,065,835	107,505,362	9,579	9,709
第47計算期間末日	(平成27年10月13日)	107,790,474	109,230,456	9,731	9,861
第48計算期間末日	(平成27年11月13日)	107,067,440	108,514,942	9,616	9,746
第49計算期間末日	(平成27年12月14日)	100,981,728	102,449,225	8,946	9,076
第50計算期間末日	(平成28年 1月13日)	94,560,973	96,050,540	8,253	8,383
第51計算期間末日	(平成28年 2月15日)	87,022,466	88,496,730	7,674	7,804
第52計算期間末日	(平成28年 3月14日)	99,375,914	100,877,774	8,602	8,732
第53計算期間末日	(平成28年 4月13日)	102,175,920	103,756,591	8,403	8,533
第54計算期間末日	(平成28年 5月13日)	100,340,702	101,921,564	8,251	8,381
第55計算期間末日	(平成28年 6月13日)	100,294,775	101,879,107	8,230	8,360
第56計算期間末日	(平成28年 7月13日)	110,645,624	112,383,404	8,277	8,407
第57計算期間末日	(平成28年 8月15日)	115,341,163	117,131,710	8,374	8,504
第58計算期間末日	(平成28年 9月13日)	106,468,335	108,192,999	8,025	8,155
第59計算期間末日	(平成28年10月13日)	112,161,884	113,926,772	8,262	8,392
第60計算期間末日	(平成28年11月14日)	145,534,286	147,823,436	8,265	8,395
第61計算期間末日	(平成28年12月13日)	159,496,906	161,792,359	9,033	9,163
第62計算期間末日	(平成29年 1月13日)	102,131,872	103,578,823	9,176	9,306
第63計算期間末日	(平成29年 2月13日)	107,850,668	109,364,831	9,260	9,390
第64計算期間末日	(平成29年 3月13日)	111,259,913	112,816,362	9,293	9,423
第65計算期間末日	(平成29年 4月13日)	103,368,583	104,911,747	8,708	8,838
第66計算期間末日	(平成29年 5月15日)	108,608,600	110,161,967	9,089	9,219
第67計算期間末日	(平成29年 6月13日)	107,251,301	108,835,864	8,799	8,929
第68計算期間末日	(平成29年 7月13日)	114,143,149	115,798,493	8,964	9,094
第69計算期間末日	(平成29年 8月14日)	112,326,980	113,982,027	8,823	8,953
第70計算期間末日	(平成29年 9月13日)	131,513,285	133,418,785	8,972	9,102
第71計算期間末日	(平成29年10月13日)	141,930,369	144,005,342	8,892	9,022
第72計算期間末日	(平成29年11月13日)	138,053,175	140,144,171	8,583	8,713
第73計算期間末日	(平成29年12月13日)	135,701,543	137,770,158	8,528	8,658
第74計算期間末日	(平成30年 1月15日)	124,733,510	126,144,522	8,840	8,940
第75計算期間末日	(平成30年 2月13日)	104,296,769	105,525,388	8,489	8,589
第76計算期間末日	(平成30年 3月13日)	103,989,835	105,230,409	8,382	8,482
第77計算期間末日	(平成30年 4月13日)	105,069,347	106,349,573	8,207	8,307
第78計算期間末日	(平成30年 5月14日)	104,918,343	106,227,572	8,014	8,114
第79計算期間末日	(平成30年 6月13日)	100,449,233	101,759,375	7,667	7,767
第80計算期間末日	(平成30年 7月13日)	99,761,042	101,082,807	7,548	7,648

第81計算期間末日	(平成30年 8月13日)	92,543,823	93,819,478	7,255	7,355
第82計算期間末日	(平成30年 9月13日)	167,694,763	170,152,242	6,824	6,924
第83計算期間末日	(平成30年10月15日)	125,209,985	126,975,887	7,090	7,190
第84計算期間末日	(平成30年11月13日)	132,976,996	134,265,825	7,222	7,292
第85計算期間末日	(平成30年12月13日)	90,661,445	91,581,281	6,899	6,969
第86計算期間末日	(平成31年 1月15日)	88,172,330	89,088,302	6,738	6,808
第87計算期間末日	(平成31年 2月13日)	92,138,982	93,072,934	6,906	6,976
第88計算期間末日	(平成31年 3月13日)	89,081,763	89,990,228	6,864	6,934
第89計算期間末日	(平成31年 4月15日)	93,128,419	94,054,468	7,040	7,110
第90計算期間末日	(令和 1年 5月13日)	88,513,143	89,445,588	6,645	6,715
第91計算期間末日	(令和 1年 6月13日)	90,464,408	91,433,866	6,532	6,602
第92計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	92,569,692	93,529,145	6,754	6,824
第93計算期間末日	(令和 1年 8月13日)	83,125,663	84,060,680	6,223	6,293
第94計算期間末日	(令和 1年 9月13日)	86,472,850	87,411,862	6,446	6,516
第95計算期間末日	(令和 1年10月15日)	85,996,415	86,948,384	6,323	6,393
第96計算期間末日	(令和 1年11月13日)	88,744,178	89,730,035	6,301	6,371
第97計算期間末日	(令和 1年12月13日)	90,860,260	91,848,422	6,436	6,506
第98計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	91,949,533	92,935,962	6,525	6,595
第99計算期間末日	(令和 2年 2月13日)	87,851,029	88,828,430	6,292	6,362
第100計算期間末日	(令和 2年 3月13日)	68,684,349	69,682,457	4,817	4,887
第101計算期間末日	(令和 2年 4月13日)	65,799,775	66,368,636	4,627	4,667
第102計算期間末日	(令和 2年 5月13日)	59,417,018	59,950,962	4,451	4,491
第103計算期間末日	(令和 2年 6月15日)	67,097,526	67,631,479	5,026	5,066
第104計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	65,870,495	66,399,701	4,979	5,019
令和 1年 7月末日		89,945,273	—	6,739	—
8月末日		83,152,313	—	6,204	—
9月末日		85,207,228	—	6,315	—
10月末日		87,529,904	—	6,405	—
11月末日		89,322,548	—	6,312	—
12月末日		93,395,098	—	6,631	—
令和 2年 1月末日		87,205,571	—	6,251	—
2月末日		85,767,350	—	6,002	—
3月末日		63,729,189	—	4,345	—
4月末日		59,918,736	—	4,485	—
5月末日		64,371,327	—	4,830	—
6月末日		65,021,074	—	4,919	—
7月末日		67,227,539	—	5,053	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
--	------------

第1計算期間	—円
第2計算期間	—円
第3計算期間	110円
第4計算期間	110円
第5計算期間	110円
第6計算期間	110円
第7計算期間	110円
第8計算期間	110円
第9計算期間	110円
第10計算期間	110円
第11計算期間	110円
第12計算期間	110円
第13計算期間	110円
第14計算期間	110円
第15計算期間	110円
第16計算期間	110円
第17計算期間	110円
第18計算期間	110円
第19計算期間	110円
第20計算期間	110円
第21計算期間	110円
第22計算期間	110円
第23計算期間	110円
第24計算期間	110円
第25計算期間	130円
第26計算期間	130円
第27計算期間	130円
第28計算期間	130円
第29計算期間	130円
第30計算期間	130円
第31計算期間	130円
第32計算期間	130円
第33計算期間	130円
第34計算期間	130円
第35計算期間	130円
第36計算期間	130円
第37計算期間	130円
第38計算期間	130円
第39計算期間	130円
第40計算期間	130円
第41計算期間	130円
第42計算期間	130円

第43計算期間	130円
第44計算期間	130円
第45計算期間	130円
第46計算期間	130円
第47計算期間	130円
第48計算期間	130円
第49計算期間	130円
第50計算期間	130円
第51計算期間	130円
第52計算期間	130円
第53計算期間	130円
第54計算期間	130円
第55計算期間	130円
第56計算期間	130円
第57計算期間	130円
第58計算期間	130円
第59計算期間	130円
第60計算期間	130円
第61計算期間	130円
第62計算期間	130円
第63計算期間	130円
第64計算期間	130円
第65計算期間	130円
第66計算期間	130円
第67計算期間	130円
第68計算期間	130円
第69計算期間	130円
第70計算期間	130円
第71計算期間	130円
第72計算期間	130円
第73計算期間	130円
第74計算期間	100円
第75計算期間	100円
第76計算期間	100円
第77計算期間	100円
第78計算期間	100円
第79計算期間	100円
第80計算期間	100円
第81計算期間	100円
第82計算期間	100円
第83計算期間	100円
第84計算期間	70円

第85計算期間	70円
第86計算期間	70円
第87計算期間	70円
第88計算期間	70円
第89計算期間	70円
第90計算期間	70円
第91計算期間	70円
第92計算期間	70円
第93計算期間	70円
第94計算期間	70円
第95計算期間	70円
第96計算期間	70円
第97計算期間	70円
第98計算期間	70円
第99計算期間	70円
第100計算期間	70円
第101計算期間	40円
第102計算期間	40円
第103計算期間	40円
第104計算期間	40円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.60
第2計算期間	3.79
第3計算期間	12.68
第4計算期間	8.49
第5計算期間	4.47
第6計算期間	3.60
第7計算期間	6.36
第8計算期間	3.60
第9計算期間	5.10
第10計算期間	1.35
第11計算期間	0.48
第12計算期間	3.17
第13計算期間	7.46
第14計算期間	11.86
第15計算期間	2.24
第16計算期間	4.14
第17計算期間	5.76

第18計算期間	2.22
第19計算期間	13.64
第20計算期間	1.14
第21計算期間	0.07
第22計算期間	2.97
第23計算期間	2.91
第24計算期間	0.97
第25計算期間	2.17
第26計算期間	1.39
第27計算期間	1.56
第28計算期間	2.45
第29計算期間	5.25
第30計算期間	1.57
第31計算期間	0.37
第32計算期間	1.03
第33計算期間	0.41
第34計算期間	3.75
第35計算期間	2.88
第36計算期間	6.20
第37計算期間	1.59
第38計算期間	1.69
第39計算期間	2.68
第40計算期間	0.54
第41計算期間	1.11
第42計算期間	1.12
第43計算期間	0.00
第44計算期間	2.70
第45計算期間	1.92
第46計算期間	9.30
第47計算期間	2.94
第48計算期間	0.15
第49計算期間	5.61
第50計算期間	6.29
第51計算期間	5.44
第52計算期間	13.78
第53計算期間	0.80
第54計算期間	0.26
第55計算期間	1.32
第56計算期間	2.15
第57計算期間	2.74
第58計算期間	2.61
第59計算期間	4.57

第60計算期間	1.60
第61計算期間	10.86
第62計算期間	3.02
第63計算期間	2.33
第64計算期間	1.76
第65計算期間	4.89
第66計算期間	5.86
第67計算期間	1.76
第68計算期間	3.35
第69計算期間	0.12
第70計算期間	3.16
第71計算期間	0.55
第72計算期間	2.01
第73計算期間	0.87
第74計算期間	4.83
第75計算期間	2.83
第76計算期間	0.08
第77計算期間	0.89
第78計算期間	1.13
第79計算期間	3.08
第80計算期間	0.24
第81計算期間	2.55
第82計算期間	4.56
第83計算期間	5.36
第84計算期間	2.84
第85計算期間	3.50
第86計算期間	1.31
第87計算期間	3.53
第88計算期間	0.40
第89計算期間	3.58
第90計算期間	4.61
第91計算期間	0.64
第92計算期間	4.47
第93計算期間	6.82
第94計算期間	4.70
第95計算期間	0.82
第96計算期間	0.75
第97計算期間	3.25
第98計算期間	2.47
第99計算期間	2.49
第100計算期間	22.32
第101計算期間	3.11

第102計算期間	2.93
第103計算期間	13.81
第104計算期間	0.13

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	59,916,033	—	59,916,033
第2計算期間	10,476	—	59,926,509
第3計算期間	103,420	—	60,029,929
第4計算期間	186,223	—	60,216,152
第5計算期間	2,860,801	835,096	62,241,857
第6計算期間	29,948	—	62,271,805
第7計算期間	519,341	—	62,791,146
第8計算期間	307,849	—	63,098,995
第9計算期間	53,845	—	63,152,840
第10計算期間	1,530,568	—	64,683,408
第11計算期間	33,648	721,917	63,995,139
第12計算期間	305,859	814	64,300,184
第13計算期間	121,834	—	64,422,018
第14計算期間	8,368,075	249,006	72,541,087
第15計算期間	8,016,232	—	80,557,319
第16計算期間	48,943	32,927	80,573,335
第17計算期間	7,998,837	—	88,572,172
第18計算期間	911,086	—	89,483,258
第19計算期間	33,340	7,897,594	81,619,004
第20計算期間	43,415	335,993	81,326,426
第21計算期間	32,718	2,085,302	79,273,842
第22計算期間	3,200,971	7,122	82,467,691
第23計算期間	91,279	—	82,558,970
第24計算期間	26,581	7,796,423	74,789,128
第25計算期間	19,334	7,788,721	67,019,741
第26計算期間	263,647	3,176,742	64,106,646
第27計算期間	266,182	60,466	64,312,362
第28計算期間	816,199	—	65,128,561
第29計算期間	790,814	—	65,919,375
第30計算期間	7,986,789	147,824	73,758,340
第31計算期間	182,370	9,233	73,931,477
第32計算期間	4,363,803	8,341	78,286,939
第33計算期間	1,206,223	—	79,493,162

第34計算期間	3,805,692	—	83,298,854
第35計算期間	11,972,949	—	95,271,803
第36計算期間	2,292,408	—	97,564,211
第37計算期間	3,181,408	2,585,572	98,160,047
第38計算期間	185,099	—	98,345,146
第39計算期間	127,344	156,918	98,315,572
第40計算期間	592,326	40,565	98,867,333
第41計算期間	3,373,227	1,204,080	101,036,480
第42計算期間	116,997	16,223	101,137,254
第43計算期間	3,409,460	—	104,546,714
第44計算期間	2,631,219	194,507	106,983,426
第45計算期間	814,795	60,294	107,737,927
第46計算期間	3,045,656	50,695	110,732,888
第47計算期間	160,809	125,796	110,767,901
第48計算期間	578,411	—	111,346,312
第49計算期間	1,564,913	26,816	112,884,409
第50計算期間	1,879,306	181,564	114,582,151
第51計算期間	2,694,193	3,871,371	113,404,973
第52計算期間	2,122,756	—	115,527,729
第53計算期間	6,062,411	—	121,590,140
第54計算期間	249,800	235,131	121,604,809
第55計算期間	959,138	692,200	121,871,747
第56計算期間	13,970,720	2,167,032	133,675,435
第57計算期間	4,058,955	—	137,734,390
第58計算期間	827,669	5,895,533	132,666,526
第59計算期間	3,922,378	828,253	135,760,651
第60計算期間	41,535,723	1,207,854	176,088,520
第61計算期間	812,443	327,650	176,573,313
第62計算期間	1,817,282	67,086,646	111,303,949
第63計算期間	5,465,602	295,399	116,474,152
第64計算期間	3,264,125	11,395	119,726,882
第65計算期間	1,095,500	2,117,416	118,704,966
第66計算期間	784,812	—	119,489,778
第67計算期間	2,399,717	—	121,889,495
第68計算期間	8,520,181	3,075,509	127,334,167
第69計算期間	7,448,499	7,471,348	127,311,318
第70計算期間	21,039,038	1,773,375	146,576,981
第71計算期間	13,261,963	225,575	159,613,369
第72計算期間	2,547,485	1,314,990	160,845,864
第73計算期間	8,323,394	10,044,967	159,124,291
第74計算期間	6,699,313	24,722,321	141,101,283
第75計算期間	4,044,967	22,284,317	122,861,933

第76計算期間	7,063,320	5,867,847	124,057,406
第77計算期間	4,700,839	735,550	128,022,695
第78計算期間	3,105,515	205,278	130,922,932
第79計算期間	1,189,875	1,098,586	131,014,221
第80計算期間	1,944,770	782,464	132,176,527
第81計算期間	1,710,728	6,321,694	127,565,561
第82計算期間	119,455,603	1,273,235	245,747,929
第83計算期間	3,876,641	73,034,318	176,590,252
第84計算期間	7,528,212	—	184,118,464
第85計算期間	898,551	53,611,865	131,405,150
第86計算期間	1,049,980	1,601,887	130,853,243
第87計算期間	2,595,916	27,368	133,421,791
第88計算期間	4,877,787	8,518,733	129,780,845
第89計算期間	2,526,007	14,124	132,292,728
第90計算期間	915,225	1,411	133,206,542
第91計算期間	5,287,577	—	138,494,119
第92計算期間	944,046	2,373,352	137,064,813
第93計算期間	733,746	4,224,701	133,573,858
第94計算期間	1,559,782	989,058	134,144,582
第95計算期間	1,851,111	—	135,995,693
第96計算期間	5,276,041	434,899	140,836,835
第97計算期間	1,110,932	781,663	141,166,104
第98計算期間	887,499	1,135,136	140,918,467
第99計算期間	1,224,716	2,514,425	139,628,758
第100計算期間	3,663,508	705,284	142,586,982
第101計算期間	4,541,836	4,913,356	142,215,462
第102計算期間	877,029	9,606,308	133,486,183
第103計算期間	1,044,941	1,042,703	133,488,421
第104計算期間	900,398	2,087,101	132,301,718

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

（１）【投資状況】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,008,691	99.75
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	2,529	0.25
純資産総額		1,011,220	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 7月31日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	990,661	1.0182	1,008,692	1.0182	1,008,691	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 2年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.75
合計	99.75

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成24年 1月13日)	1,000,173	1,000,173	10,002	10,002
第2計算期間末日 (平成24年 7月13日)	1,000,721	1,000,721	10,007	10,007
第3計算期間末日 (平成25年 1月15日)	1,001,112	1,001,112	10,011	10,011
第4計算期間末日 (平成25年 7月16日)	2,488,792	2,488,792	10,009	10,009
第5計算期間末日 (平成26年 1月14日)	1,970,838	1,970,838	10,011	10,011

第6計算期間末日	(平成26年 7月14日)	1,001,233	1,001,233	10,012	10,012
第7計算期間末日	(平成27年 1月13日)	3,565,832	3,565,832	10,011	10,011
第8計算期間末日	(平成27年 7月13日)	3,565,278	3,565,278	10,010	10,010
第9計算期間末日	(平成28年 1月13日)	3,564,912	3,564,912	10,009	10,009
第10計算期間末日	(平成28年 7月13日)	3,564,977	3,564,977	10,009	10,009
第11計算期間末日	(平成29年 1月13日)	3,564,783	3,564,783	10,008	10,008
第12計算期間末日	(平成29年 7月13日)	3,564,597	3,564,597	10,008	10,008
第13計算期間末日	(平成30年 1月15日)	1,017,125	1,017,125	10,006	10,006
第14計算期間末日	(平成30年 7月13日)	1,011,444	1,011,444	10,006	10,006
第15計算期間末日	(平成31年 1月15日)	1,011,336	1,011,336	10,005	10,005
第16計算期間末日	(令和 1年 7月16日)	1,011,331	1,011,331	10,005	10,005
第17計算期間末日	(令和 2年 1月14日)	1,011,323	1,011,323	10,005	10,005
第18計算期間末日	(令和 2年 7月13日)	1,011,221	1,011,221	10,004	10,004
	令和 1年 7月末日	1,011,331	—	10,005	—
	8月末日	1,011,330	—	10,005	—
	9月末日	1,011,328	—	10,005	—
	10月末日	1,011,327	—	10,005	—
	11月末日	1,011,326	—	10,005	—
	12月末日	1,011,326	—	10,005	—
	令和 2年 1月末日	1,011,323	—	10,005	—
	2月末日	1,011,322	—	10,005	—
	3月末日	1,011,222	—	10,004	—
	4月末日	1,011,222	—	10,004	—
	5月末日	1,011,221	—	10,004	—
	6月末日	1,011,221	—	10,004	—
	7月末日	1,011,220	—	10,004	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円

第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.02
第2計算期間	0.04
第3計算期間	0.03
第4計算期間	0.01
第5計算期間	0.01
第6計算期間	0.00
第7計算期間	0.00
第8計算期間	0.00
第9計算期間	0.00
第10計算期間	0.00
第11計算期間	0.00
第12計算期間	0.00
第13計算期間	0.01
第14計算期間	0.00
第15計算期間	0.00
第16計算期間	0.00
第17計算期間	0.00
第18計算期間	0.00

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,000,000	—	1,000,000
第2計算期間	8,020,238	8,020,238	1,000,000
第3計算期間	436,170	436,170	1,000,000
第4計算期間	14,712,665	13,226,029	2,486,636
第5計算期間	1,149,373	1,667,384	1,968,625
第6計算期間	1,301,974	2,270,599	1,000,000

第7計算期間	14,441,137	11,879,260	3,561,877
第8計算期間	—	—	3,561,877
第9計算期間	14,672,901	14,672,901	3,561,877
第10計算期間	—	—	3,561,877
第11計算期間	—	—	3,561,877
第12計算期間	—	—	3,561,877
第13計算期間	58,990	2,604,394	1,016,473
第14計算期間	10,798	16,473	1,010,798
第15計算期間	—	—	1,010,798
第16計算期間	—	—	1,010,798
第17計算期間	—	—	1,010,798
第18計算期間	—	—	1,010,798

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,269,554,271	100.00
純資産総額		1,269,554,271	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

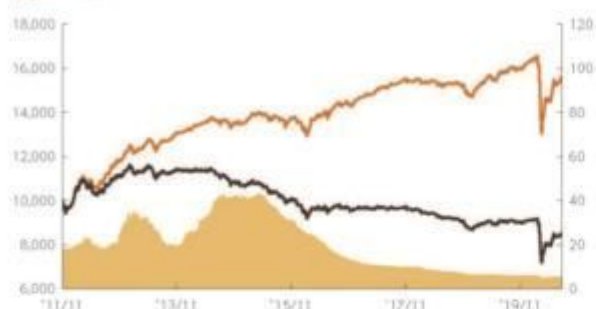


運用実績

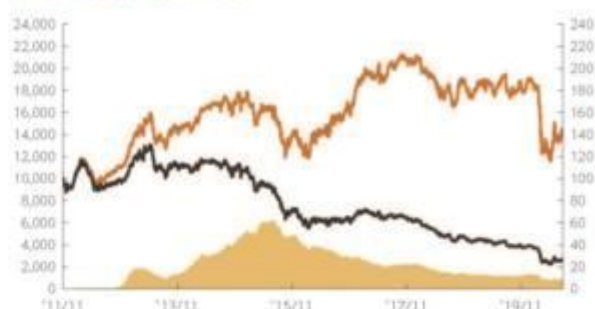
2020年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移 2011年11月8日(設定日)～2020年7月31日

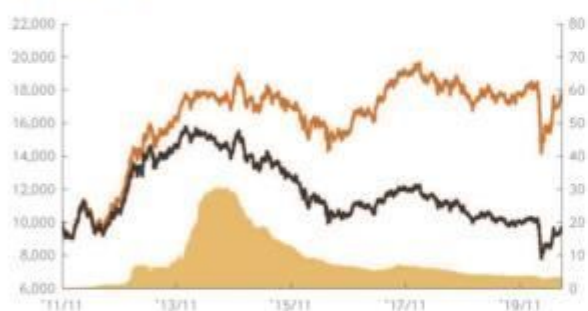
円コース



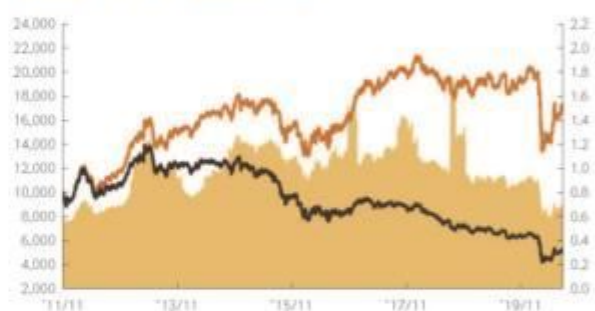
ブラジルリアルコース



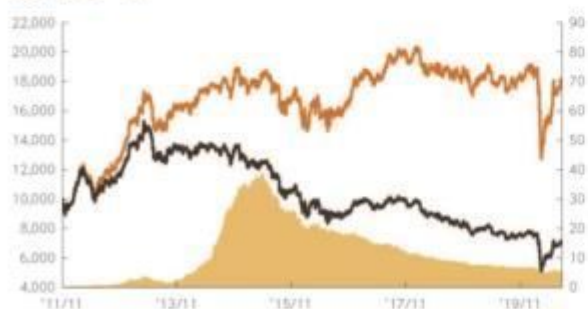
ユーロコース



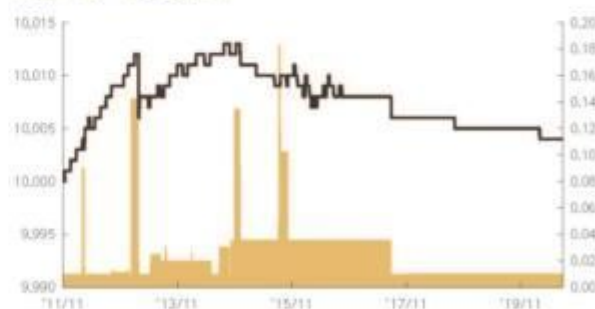
資源国バスケット通貨コース



豪ドルコース



マネープールファンド



— 純資産総額(億円)【右目盛】 — 基準価額(分配金再投資)【左目盛】 — 基準価額【左目盛】

- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■基準価額・純資産

	円コース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース	マネーパールファンド
基準価額	8,509円	9,641円	6,992円	2,606円	5,053円	10,004円
純資産総額	5.5億円	3.3億円	5.3億円	8.6億円	0.6億円	1.0百万円

■分配の推移

	円コース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース
2020年7月	20円	30円	30円	30円	40円
2020年6月	20円	30円	30円	30円	40円
2020年5月	20円	30円	30円	30円	40円
2020年4月	20円	30円	30円	30円	40円
2020年3月	40円	50円	50円	60円	70円
2020年2月	40円	50円	50円	60円	70円
直近1年間累計	400円	520円	520円	600円	720円
設定来累計	6,160円	7,360円	9,950円	12,330円	11,140円

•分配金は1万口当たり、税引前

	マネーパールファンド
2020年7月	0円
2020年1月	0円
2019年7月	0円
2019年1月	0円
2018年7月	0円
2018年1月	0円
設定来累計	0円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

各ファンド(マネーボールファンドを除く)

資産構成	円コース	ユーロコース	豪ドルコース	ブラジルリアルコース	資源国バスケット通貨コース
外国投資信託	99.1%	99.3%	99.1%	99.1%	98.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.8%	0.6%	0.8%	0.8%	1.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1 DKT FINANCE APS	7.0000%	2023/06/17	2.1%
2 BAUSCH HEALTH COMPANIES INC	4.5000%	2023/05/15	1.7%
3 VERISURE MIDHOLDING AB	5.7500%	2023/12/01	1.5%
4 ALTICE FRANCE HOLDING SA	8.0000%	2027/05/15	1.5%
5 ALTICE FRANCE SA	5.8750%	2027/02/01	1.3%
6 TELECOM ITALIA SPA	2.7500%	2025/04/15	1.3%
7 ARD FINANCE SA	5.0000%	2027/06/30	1.2%
8 VODAFONE GROUP PLC	3.1000%	2079/01/03	1.1%
9 TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS II BV	4.5000%	2025/03/01	1.1%
10 THYSSENKRUPP AG	2.8750%	2024/02/22	1.1%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の実質組入債券評価額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 償還日(年)が9999年と表示されているものは永久債です。

マネーボールファンド

種別別構成	比率
コールローン他 (負債控除後)	100.0%
合計	100.0%

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

円コース



ブラジルレアルコース



ユーロコース



資源国バスケット通貨コース



豪ドルコース



マネープールファンド



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2011年は設定日から年末までの、2020年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

「マネープールファンド」の取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（「マネープールファンド」への取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

「マネープールファンド」

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。

上記の場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2021年7月13日まで（2011年11月8日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）」

毎月14日から翌月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

「マネープールファンド」

毎年１月14日から７月13日および７月14日から翌年１月13日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**ファンドの償還条件等**

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

なお、各ファンド（「マネープールファンド」を除きます。）につき、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合には償還となります。また、マネープールファンドにつき、マネープールファンドを除く各ファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合には償還となります。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、原則として、ファンドの信託期間終了時までとします。

運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受

託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することとはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に应じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年1月15日から令和2年7月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,384,175	7,103,392
投資信託受益証券	604,470,740	540,065,246
親投資信託受益証券	862,516	530,956
流動資産合計	613,717,431	547,699,594
資産合計	613,717,431	547,699,594
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,682,777	1,300,889
未払解約金	1,311	-
未払受託者報酬	23,485	18,436
未払委託者報酬	628,232	493,143
未払利息	5	4
その他未払費用	1,759	1,375
流動負債合計	3,337,569	1,813,847
負債合計	3,337,569	1,813,847
純資産の部		
元本等		
元本	670,694,334	650,444,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	60,314,472	104,559,196
（分配準備積立金）	4,062	3,599,000
元本等合計	610,379,862	545,885,747
純資産合計	610,379,862	545,885,747
負債純資産合計	613,717,431	547,699,594

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
営業収益		
受取配当金	17,180,374	15,506,197
受取利息	20	16
有価証券売買等損益	6,441,345	48,911,777
営業収益合計	23,621,739	33,405,564
営業費用		
支払利息	1,135	700
受託者報酬	132,206	120,414
委託者報酬	3,536,447	3,221,082
その他費用	9,865	8,981
営業費用合計	3,679,653	3,351,177
営業利益又は営業損失（ ）	19,942,086	36,756,741
経常利益又は経常損失（ ）	19,942,086	36,756,741
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,942,086	36,756,741
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,436	51,055
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	64,977,023	60,314,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,483,117	3,671,572
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,483,117	3,671,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,636,665	575,587
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,636,665	575,587
分配金	16,136,423	10,532,913
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	60,314,472	104,559,196

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月13日および7月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 1月15日から令和 2年 7月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．期首元本額	679,628,307円	670,694,334円
期中追加設定元本額	16,854,014円	3,811,375円
期中一部解約元本額	25,787,987円	24,060,766円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	60,314,472円	104,559,196円
３．受益権の総数	670,694,334口	650,444,943口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第93期	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第99期

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
令和 1年 7月17日 令和 1年 8月13日			令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,267,255円	費用控除後の配当等収益額	A	2,632,452円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	35,819,636円	収益調整金額	C	33,567,469円
分配準備積立金額	D	48,684円	分配準備積立金額	D	4,004円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,135,575円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,203,925円
当ファンドの期末残存口数	F	676,931,425口	当ファンドの期末残存口数	F	661,860,462口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	563円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	546円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,707,725円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,647,441円
第94期 令和 1年 8月14日 令和 1年 9月13日			第100期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,663,375円	費用控除後の配当等収益額	A	2,188,813円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	35,177,859円	収益調整金額	C	33,544,003円
分配準備積立金額	D	14,269円	分配準備積立金額	D	55,191円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,855,503円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,788,007円
当ファンドの期末残存口数	F	672,427,253口	当ファンドの期末残存口数	F	662,702,881口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	562円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	540円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,689,709円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,650,811円
第95期 令和 1年 9月14日 令和 1年10月15日			第101期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,204,135円	費用控除後の配当等収益額	A	1,795,096円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,815,799円	収益調整金額	C	32,998,685円
分配準備積立金額	D	54,674円	分配準備積立金額	D	56,868円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,074,608円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,850,649円
当ファンドの期末残存口数	F	666,780,239口	当ファンドの期末残存口数	F	661,070,206口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	556円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	527円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,667,120円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,322,140円
第96期 令和 1年10月16日 令和 1年11月13日			第102期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,293,256円	費用控除後の配当等収益額	A	2,273,141円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,807,361円	収益調整金額	C	32,580,431円
分配準備積立金額	D	58,228円	分配準備積立金額	D	522,807円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,158,845円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,376,379円
当ファンドの期末残存口数	F	675,657,669口	当ファンドの期末残存口数	F	652,683,217口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	549円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	541円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,702,630円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,305,366円
第97期 令和 1年11月14日 令和 1年12月13日			第103期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,618,505円	費用控除後の配当等収益額	A	2,496,697円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,196,466円	収益調整金額	C	32,603,912円
分配準備積立金額	D	53,629円	分配準備積立金額	D	1,490,582円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,868,600円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,591,191円
当ファンドの期末残存口数	F	671,615,614口	当ファンドの期末残存口数	F	653,133,032口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	548円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	560円
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,686,462円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,306,266円
第98期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日			第104期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,567,057円	費用控除後の配当等収益額	A	2,231,199円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,082,534円	収益調整金額	C	32,471,013円
分配準備積立金額	D	52,712円	分配準備積立金額	D	2,668,690円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	36,702,303円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,370,902円
当ファンドの期末残存口数	F	670,694,334口	当ファンドの期末残存口数	F	650,444,943口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	547円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	574円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	40円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,682,777円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,300,889円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	3,495,521	1,731,175
親投資信託受益証券	—	—
合計	3,495,521	1,731,175

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	0.9101円	0.8392円
(1万口当たり純資産額)	(9,101円)	(8,392円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＪＰＹ シェアクラス	62,119.3	540,065,246	
投資信託受益証券 合計		62,119.3	540,065,246	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	521,466	530,956	
親投資信託受益証券 合計		521,466	530,956	
合計		583,585.3	540,596,202	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,956,778	3,517,381
投資信託受益証券	363,370,948	323,970,902
親投資信託受益証券	386,136	386,098
未収入金	12,000,000	-
流動資産合計	381,713,862	327,874,381
資産合計	381,713,862	327,874,381
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,858,550	1,055,515
未払解約金	1,000	-
未払受託者報酬	14,587	11,038
未払委託者報酬	390,292	295,257
未払利息	4	2
その他未払費用	1,091	817
流動負債合計	2,265,524	1,362,629
負債合計	2,265,524	1,362,629
純資産の部		
元本等		
元本	371,710,025	351,838,619
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,738,313	25,326,867
（分配準備積立金）	3,648,470	2,674,540
元本等合計	379,448,338	326,511,752
純資産合計	379,448,338	326,511,752
負債純資産合計	381,713,862	327,874,381

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
営業収益		
受取配当金	9,863,870	8,571,501
受取利息	12	13
有価証券売買等損益	4,382,070	31,971,585
営業収益合計	14,245,952	23,400,071
営業費用		
支払利息	714	437
受託者報酬	81,243	71,548
委託者報酬	2,173,252	1,913,739
その他費用	6,037	5,303
営業費用合計	2,261,246	1,991,027
営業利益又は営業損失（ ）	11,984,706	25,391,098
経常利益又は経常損失（ ）	11,984,706	25,391,098
当期純利益又は当期純損失（ ）	11,984,706	25,391,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	41,159	265,559
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,754,125	7,738,313
剰余金増加額又は欠損金減少額	185,981	1,116,638
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,627	1,100,401
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	46,354	16,237
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,997	687,004
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,055	293,976
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,942	393,028
分配金	11,187,661	7,838,157
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,738,313	25,326,867

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月13日および7月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 1月15日から令和 2年 7月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．期首元本額	379,281,909円	371,710,025円
期中追加設定元本額	7,001,498円	4,209,898円
期中一部解約元本額	14,573,382円	24,081,304円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	—円	25,326,867円
３．受益権の総数	371,710,025口	351,838,619口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第93期	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第99期

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
令和 1年 7月17日 令和 1年 8月13日			令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,337,199円	費用控除後の配当等収益額	A	1,210,920円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	245,982,542円	収益調整金額	C	232,107,868円
分配準備積立金額	D	6,440,430円	分配準備積立金額	D	3,520,215円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	253,760,171円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	236,839,003円
当ファンドの期末残存口数	F	380,840,563口	当ファンドの期末残存口数	F	359,259,374口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,663円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,592円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,904,202円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,796,296円
第94期 令和 1年 8月14日 令和 1年 9月13日			第100期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,518,712円	費用控除後の配当等収益額	A	1,190,709円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	239,113,694円	収益調整金額	C	231,088,255円
分配準備積立金額	D	5,696,873円	分配準備積立金額	D	2,916,610円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	246,329,279円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	235,195,574円
当ファンドの期末残存口数	F	370,186,695口	当ファンドの期末残存口数	F	357,673,013口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,654円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,575円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,850,933円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,788,365円
第95期 令和 1年 9月14日 令和 1年10月15日			第101期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,212,364円	費用控除後の配当等収益額	A	970,720円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	239,631,127円	収益調整金額	C	230,136,394円
分配準備積立金額	D	5,364,506円	分配準備積立金額	D	2,300,335円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	246,207,997円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	233,407,449円
当ファンドの期末残存口数	F	370,969,948口	当ファンドの期末残存口数	F	356,185,946口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,636円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,552円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,854,849円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,068,557円
第96期 令和 1年10月16日 令和 1年11月13日			第102期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,433,563円	費用控除後の配当等収益額	A	1,017,221円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	240,393,417円	収益調整金額	C	230,561,657円
分配準備積立金額	D	4,719,246円	分配準備積立金額	D	2,202,426円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	246,546,226円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	233,781,304円
当ファンドの期末残存口数	F	372,122,983口	当ファンドの期末残存口数	F	356,837,164口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,625円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,551円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,860,614円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,070,511円
第97期 令和 1年11月14日 令和 1年12月13日			第103期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,569,746円	費用控除後の配当等収益額	A	1,409,195円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	240,129,957円	収益調整金額	C	228,066,440円
分配準備積立金額	D	4,279,342円	分配準備積立金額	D	2,123,142円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	245,979,045円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,598,777円
当ファンドの期末残存口数	F	371,702,769口	当ファンドの期末残存口数	F	352,971,006口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,617円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,561円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,858,513円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,058,913円
第98期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日			第104期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,527,246円	費用控除後の配当等収益額	A	1,267,615円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	240,145,506円	収益調整金額	C	227,337,849円
分配準備積立金額	D	3,979,774円	分配準備積立金額	D	2,462,440円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	245,652,526円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	231,067,904円
当ファンドの期末残存口数	F	371,710,025口	当ファンドの期末残存口数	F	351,838,619口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,608円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	6,567円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,858,550円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	1,055,515円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	2,827,936	1,382,230
親投資信託受益証券	—	—
合計	2,827,936	1,382,230

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0208円	0.9280円
(1万口当たり純資産額)	(10,208円)	(9,280円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＥＵＲ シェアクラス	40,833.23	323,970,902	
投資信託受益証券 合計		40,833.23	323,970,902	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	379,197	386,098	
親投資信託受益証券 合計		379,197	386,098	
合計		420,030.23	324,357,000	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,487,459	7,786,254
投資信託受益証券	649,366,141	533,076,763
親投資信託受益証券	652,277	652,213
流動資産合計	660,505,877	541,515,230
資産合計	660,505,877	541,515,230
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,247,254	2,361,916
未払解約金	1,937	55,045
未払受託者報酬	25,297	18,578
未払委託者報酬	676,685	497,019
未払利息	7	4
その他未払費用	1,887	1,384
流動負債合計	4,953,067	2,933,946
負債合計	4,953,067	2,933,946
純資産の部		
元本等		
元本	849,450,923	787,305,651
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	193,898,113	248,724,367
（分配準備積立金）	43,292	416,161
元本等合計	655,552,810	538,581,284
純資産合計	655,552,810	538,581,284
負債純資産合計	660,505,877	541,515,230

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
営業収益		
受取配当金	22,049,094	16,824,666
受取利息	19	26
有価証券売買等損益	6,673,304	69,114,108
営業収益合計	28,722,417	52,289,416
営業費用		
支払利息	1,530	963
受託者報酬	144,555	120,501
委託者報酬	3,866,686	3,223,403
その他費用	10,779	8,973
営業費用合計	4,023,550	3,353,840
営業利益又は営業損失（ ）	24,698,867	55,643,256
経常利益又は経常損失（ ）	24,698,867	55,643,256
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,698,867	55,643,256
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	170,727	124,318
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	207,694,160	193,898,113
剰余金増加額又は欠損金減少額	18,009,828	22,089,981
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	18,009,828	22,089,981
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,412,620	2,890,146
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,412,620	2,890,146
分配金	26,329,301	18,258,515
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	193,898,113	248,724,367

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月13日および7月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 1月15日から令和 2年 7月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．期首元本額	910,740,586円	849,450,923円
期中追加設定元本額	9,872,869円	8,687,206円
期中一部解約元本額	71,162,532円	70,832,478円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	193,898,113円	248,724,367円
３．受益権の総数	849,450,923口	787,305,651口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第93期	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第99期

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
令和 1年 7月17日 令和 1年 8月13日			令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,248,367円	費用控除後の配当等収益額	A	2,755,683円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	472,258,108円	収益調整金額	C	433,332,517円
分配準備積立金額	D	43,352円	分配準備積立金額	D	43,144円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	475,549,827円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	436,131,344円
当ファンドの期末残存口数	F	911,390,310口	当ファンドの期末残存口数	F	848,050,460口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,217円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,142円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,556,951円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,240,252円
第94期 令和 1年 8月14日 令和 1年 9月13日			第100期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,558,050円	費用控除後の配当等収益額	A	2,622,768円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	460,328,971円	収益調整金額	C	424,768,050円
分配準備積立金額	D	10,454円	分配準備積立金額	D	257円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	463,897,475円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	427,391,075円
当ファンドの期末残存口数	F	890,774,368口	当ファンドの期末残存口数	F	834,064,734口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,207円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,124円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,453,871円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,170,323円
第95期 令和 1年 9月14日 令和 1年10月15日			第101期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,981,025円	費用控除後の配当等収益額	A	1,891,117円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	458,368,925円	収益調整金額	C	423,553,329円
分配準備積立金額	D	5,385円	分配準備積立金額	D	37,360円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	461,355,335円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	425,481,806円
当ファンドの期末残存口数	F	888,701,339口	当ファンドの期末残存口数	F	834,793,750口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,191円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,096円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,443,506円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,504,381円
第96期 令和 1年10月16日 令和 1年11月13日			第102期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,423,101円	費用控除後の配当等収益額	A	2,381,738円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	449,815,909円	収益調整金額	C	421,002,582円
分配準備積立金額	D	52,777円	分配準備積立金額	D	8,401円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	453,291,787円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	423,392,721円
当ファンドの期末残存口数	F	875,001,626口	当ファンドの期末残存口数	F	830,912,371口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,180円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,095円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,375,008円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,492,737円
第97期 令和 1年11月14日 令和 1年12月13日			第103期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,385,220円	費用控除後の配当等収益額	A	2,739,321円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	436,306,754円	収益調整金額	C	420,189,749円
分配準備積立金額	D	61,493円	分配準備積立金額	D	63,399円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	439,753,467円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	422,992,469円
当ファンドの期末残存口数	F	850,542,237口	当ファンドの期末残存口数	F	829,635,567口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,170円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,098円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,252,711円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,488,906円
第98期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日			第104期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,396,719円	費用控除後の配当等収益額	A	2,480,652円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	434,897,539円	収益調整金額	C	398,751,710円
分配準備積立金額	D	44,376円	分配準備積立金額	D	297,425円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	438,338,634円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	401,529,787円
当ファンドの期末残存口数	F	849,450,923口	当ファンドの期末残存口数	F	787,305,651口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,160円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,100円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	4,247,254円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	2,361,916円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	5,919,245	7,826,955
親投資信託受益証券	—	—
合計	5,919,245	7,826,955

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	0.7717円	0.6841円
(1万口当たり純資産額)	(7,717円)	(6,841円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドAUD シェアクラス	77,112.21	533,076,763	
投資信託受益証券 合計		77,112.21	533,076,763	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	640,555	652,213	
親投資信託受益証券 合計		640,555	652,213	
合計		717,667.21	533,728,976	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	32,224,342	19,880,966
投資信託受益証券	1,270,638,695	827,292,081
親投資信託受益証券	1,215,217	1,215,098
流動資産合計	1,304,078,254	848,388,145
資産合計	1,304,078,254	848,388,145
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19,879,416	9,895,578
未払解約金	93,814	2,538,042
未払受託者報酬	49,617	28,834
未払委託者報酬	1,327,258	771,306
未払利息	21	11
その他未払費用	3,713	2,151
流動負債合計	21,353,839	13,235,922
負債合計	21,353,839	13,235,922
純資産の部		
元本等		
元本	3,313,236,140	3,298,526,138
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,030,511,725	2,463,373,915
（分配準備積立金）	79,975	115,544
元本等合計	1,282,724,415	835,152,223
純資産合計	1,282,724,415	835,152,223
負債純資産合計	1,304,078,254	848,388,145

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
営業収益		
受取配当金	67,055,220	44,625,945
受取利息	48	49
有価証券売買等損益	64,421,020	410,972,678
営業収益合計	2,634,248	366,346,684
営業費用		
支払利息	3,760	1,892
受託者報酬	257,120	210,476
委託者報酬	6,877,858	5,630,188
その他費用	19,221	15,728
営業費用合計	7,157,959	5,858,284
営業利益又は営業損失（ ）	4,523,711	372,204,968
経常利益又は経常損失（ ）	4,523,711	372,204,968
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,523,711	372,204,968
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	60,856	2,329,098
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,548,153,611	2,030,511,725
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,948,464	161,927,262
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,948,464	161,927,262
剰余金減少額又は欠損金増加額	444,068,358	144,312,877
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	444,068,358	144,312,877
分配金	110,775,365	80,600,705
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,030,511,725	2,463,373,915

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月13日および7月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 1月15日から令和 2年 7月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．期首元本額	2,716,805,534円	3,313,236,140円
期中追加設定元本額	725,308,345円	212,243,597円
期中一部解約元本額	128,877,739円	226,953,599円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,030,511,725円	2,463,373,915円
３．受益権の総数	3,313,236,140口	3,298,526,138口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第93期	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第99期

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
令和 1年 7月17日 令和 1年 8月13日			令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,207,586円	費用控除後の配当等収益額	A	8,938,256円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	670,968,228円	収益調整金額	C	714,397,477円
分配準備積立金額	D	10,617円	分配準備積立金額	D	79,614円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	682,186,431円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	723,415,347円
当ファンドの期末残存口数	F	2,929,085,134口	当ファンドの期末残存口数	F	3,351,183,942口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,328円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,158円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,574,510円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,107,103円
第94期 令和 1年 8月14日 令和 1年 9月13日			第100期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,118,165円	費用控除後の配当等収益額	A	8,255,035円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	668,727,617円	収益調整金額	C	711,531,464円
分配準備積立金額	D	87,232円	分配準備積立金額	D	300,377円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	678,933,014円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	720,086,876円
当ファンドの期末残存口数	F	2,947,595,463口	当ファンドの期末残存口数	F	3,391,731,201口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,303円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,123円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	60円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,685,572円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,350,387円
第95期 令和 1年 9月14日 令和 1年10月15日			第101期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,505,830円	費用控除後の配当等収益額	A	5,595,048円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	668,054,761円	収益調整金額	C	701,436,884円
分配準備積立金額	D	182,993円	分配準備積立金額	D	75,348円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	677,743,584円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	707,107,280円
当ファンドの期末残存口数	F	2,978,756,586口	当ファンドの期末残存口数	F	3,400,337,560口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,275円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,079円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	30円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,872,539円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,201,012円
第96期 令和 1年10月16日 令和 1年11月13日			第102期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,796,519円	費用控除後の配当等収益額	A	5,391,822円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	663,561,880円	収益調整金額	C	689,118,064円
分配準備積立金額	D	155,456円	分配準備積立金額	D	226,700円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	673,513,855円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,736,586円
当ファンドの期末残存口数	F	2,996,121,643口	当ファンドの期末残存口数	F	3,363,436,011口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,247円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,065円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,976,729円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	10,090,308円
第97期 令和 1年11月14日 令和 1年12月13日			第103期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,766,576円	費用控除後の配当等収益額	A	6,551,220円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	721,472,138円	収益調整金額	C	675,323,627円
分配準備積立金額	D	64,537円	分配準備積立金額	D	233,128円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	732,303,251円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	682,107,975円
当ファンドの期末残存口数	F	3,297,766,603口	当ファンドの期末残存口数	F	3,318,772,494口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,220円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,055円
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,786,599円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	9,956,317円
第98期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日			第104期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,405,749円	費用控除後の配当等収益額	A	4,917,732円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	715,582,716円	収益調整金額	C	667,905,593円
分配準備積立金額	D	276,581円	分配準備積立金額	D	145,601円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	726,265,046円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	672,968,926円
当ファンドの期末残存口数	F	3,313,236,140口	当ファンドの期末残存口数	F	3,298,526,138口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,191円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,040円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	60円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	19,879,416円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	9,895,578円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	18,364,701	48,145,493
親投資信託受益証券	—	—
合計	18,364,701	48,145,493

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	0.3872円	0.2532円
(1万口当たり純資産額)	(3,872円)	(2,532円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドＢＲＬ シェアクラス	240,003.5	827,292,081	
投資信託受益証券 合計		240,003.5	827,292,081	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,193,379	1,215,098	
親投資信託受益証券 合計		1,193,379	1,215,098	
合計		1,433,382.5	828,507,179	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,875,022	1,173,242
投資信託受益証券	91,081,507	65,198,022
親投資信託受益証券	90,477	90,469
流動資産合計	93,047,006	66,461,733
資産合計	93,047,006	66,461,733
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	986,429	529,206
未払解約金	12,061	-
未払受託者報酬	3,558	2,230
未払委託者報酬	95,163	59,646
未払利息	1	-
その他未払費用	261	156
流動負債合計	1,097,473	591,238
負債合計	1,097,473	591,238
純資産の部		
元本等		
元本	140,918,467	132,301,718
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,968,934	66,431,223
（分配準備積立金）	10,371	10,468
元本等合計	91,949,533	65,870,495
純資産合計	91,949,533	65,870,495
負債純資産合計	93,047,006	66,461,733

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
営業収益		
受取配当金	4,416,188	3,121,484
受取利息	2	2
有価証券売買等損益	1,030,224	20,944,977
営業収益合計	3,385,966	17,823,491
営業費用		
支払利息	206	105
受託者報酬	19,106	15,599
委託者報酬	511,084	417,051
その他費用	1,375	1,100
営業費用合計	531,771	433,855
営業利益又は営業損失（ ）	2,854,195	18,257,346
経常利益又は経常損失（ ）	2,854,195	18,257,346
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,854,195	18,257,346
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	26,942	340,898
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,495,121	48,968,934
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,598,560	10,466,951
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,598,560	10,466,951
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,113,180	5,871,319
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,113,180	5,871,319
分配金	5,786,446	4,141,473
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	48,968,934	66,431,223

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月13日および7月13日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 1月15日から令和 2年 7月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
１．期首元本額	137,064,813円	140,918,467円
期中追加設定元本額	11,419,111円	12,252,428円
期中一部解約元本額	7,565,457円	20,869,177円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	48,968,934円	66,431,223円
３．受益権の総数	140,918,467口	132,301,718口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第93期	１．運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、「三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ」の各信託（＜マネーブルファンド＞を除く）の信託財産の純資産総額の合計額に応じ、次に定める率を合算した純資産総額に乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額の合計額 300億円未満の部分 年10,000分の10 300億円以上600億円未満の部分 年10,000分の7.5 600億円以上の部分 年10,000分の5 ２．分配金の計算過程 第99期

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
令和 1年 7月17日 令和 1年 8月13日			令和 2年 1月15日 令和 2年 2月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	680,305円	費用控除後の配当等収益額	A	597,600円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	41,337,917円	収益調整金額	C	41,495,154円
分配準備積立金額	D	12,177円	分配準備積立金額	D	10,187円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,030,399円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,102,941円
当ファンドの期末残存口数	F	133,573,858口	当ファンドの期末残存口数	F	139,628,758口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,146円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,015円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	935,017円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	977,401円
第94期 令和 1年 8月14日 令和 1年 9月13日			第100期 令和 2年 2月14日 令和 2年 3月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	693,952円	費用控除後の配当等収益額	A	569,240円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	41,259,887円	収益調整金額	C	41,989,566円
分配準備積立金額	D	11,173円	分配準備積立金額	D	7,348円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,965,012円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,566,154円
当ファンドの期末残存口数	F	134,144,582口	当ファンドの期末残存口数	F	142,586,982口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,128円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,985円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	939,012円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	998,108円
第95期 令和 1年 9月14日 令和 1年10月15日			第101期 令和 2年 3月14日 令和 2年 4月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	619,262円	費用控除後の配当等収益額	A	397,673円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	41,584,628円	収益調整金額	C	41,453,656円
分配準備積立金額	D	7,574円	分配準備積立金額	D	6,033円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,211,464円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	41,857,362円
当ファンドの期末残存口数	F	135,995,693口	当ファンドの期末残存口数	F	142,215,462口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,103円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,943円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	951,969円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	568,861円
第96期 令和 1年10月16日 令和 1年11月13日			第102期 令和 2年 4月14日 令和 2年 5月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	661,751円	費用控除後の配当等収益額	A	361,313円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,726,902円	収益調整金額	C	38,749,237円
分配準備積立金額	D	1,252円	分配準備積立金額	D	5,133円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43,389,905円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,115,683円
当ファンドの期末残存口数	F	140,836,835口	当ファンドの期末残存口数	F	133,486,183口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,080円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,930円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	985,857円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	533,944円
第97期 令和 1年11月14日 令和 1年12月13日			第103期 令和 2年 5月14日 令和 2年 6月15日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	716,300円	費用控除後の配当等収益額	A	461,864円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,502,373円	収益調整金額	C	38,576,462円
分配準備積立金額	D	1,065円	分配準備積立金額	D	5,989円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43,219,738円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,044,315円
当ファンドの期末残存口数	F	141,166,104口	当ファンドの期末残存口数	F	133,488,421口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,061円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,924円
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	988,162円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	533,953円
第98期 令和 1年12月14日 令和 2年 1月14日			第104期 令和 2年 6月16日 令和 2年 7月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	717,611円	費用控除後の配当等収益額	A	367,048円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	42,146,034円	収益調整金額	C	38,167,361円
分配準備積立金額	D	11,444円	分配準備積立金額	D	634円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,875,089円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,535,043円
当ファンドの期末残存口数	F	140,918,467口	当ファンドの期末残存口数	F	132,301,718口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,042円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,912円

前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日			当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日		
1万口当たり分配金額	H	70円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	986,429円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	529,206円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	当期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,574,019	491,512
親投資信託受益証券	—	—
合計	1,574,019	491,512

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 1月14日現在]	当期 [令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	0.6525円	0.4979円
(1万口当たり純資産額)	(6,525円)	(4,979円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドA U D シェアクラス	3,156.51	21,820,981	
	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドB R L シェアクラス	6,128.65	21,125,463	
	ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンドZ A R シェアクラス	3,947.41	22,251,578	
投資信託受益証券 合計		13,232.58	65,198,022	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	88,852	90,469	
親投資信託受益証券 合計		88,852	90,469	
合計		102,084.58	65,288,491	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第17期 [令和 2年 1月14日現在]	第18期 [令和 2年 7月13日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,536	2,532
親投資信託受益証券	1,008,795	1,008,692
流動資産合計	1,011,331	1,011,224
資産合計	1,011,331	1,011,224
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1	1
未払委託者報酬	7	2
流動負債合計	8	3
負債合計	8	3
純資産の部		
元本等		
元本	1,010,798	1,010,798
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	525	423
（分配準備積立金）	2,014	2,014
元本等合計	1,011,323	1,011,221
純資産合計	1,011,323	1,011,221
負債純資産合計	1,011,331	1,011,224

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	第18期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	-	99
営業収益合計	-	99
営業費用		
受託者報酬	1	1
委託者報酬	7	2
営業費用合計	8	3
営業利益又は営業損失（ ）	8	102
経常利益又は経常損失（ ）	8	102
当期純利益又は当期純損失（ ）	8	102
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	533	525
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	525	423

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月13日および7月13日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 1月15日から令和 2年 7月13日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 [令和 2年 1月14日現在]	第18期 [令和 2年 7月13日現在]
１．期首元本額	1,010,798円	1,010,798円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	—円	—円
２．受益権の総数	1,010,798口	1,010,798口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第17期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	第18期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日																																																												
1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,002円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>2,014円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,016円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,010,798口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>39円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,002円	分配準備積立金額	D	2,014円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,016円	当ファンドの期末残存口数	F	1,010,798口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	39円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	1. 分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>—円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>2,002円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>2,014円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>4,016円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,010,798口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>39円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	2,002円	分配準備積立金額	D	2,014円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,016円	当ファンドの期末残存口数	F	1,010,798口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	39円	1万口当たり分配金額	H	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	2,002円																																																											
分配準備積立金額	D	2,014円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,016円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,010,798口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	39円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	—円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																											
収益調整金額	C	2,002円																																																											
分配準備積立金額	D	2,014円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,016円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,010,798口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	39円																																																											
1万口当たり分配金額	H	—円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円																																																											

（金融商品に関する注記）

１ 金融商品の状況に関する事項

区分	第17期 自 令和 1年 7月17日 至 令和 2年 1月14日	第18期 自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期 [令和 2年 1月14日現在]	第18期 [令和 2年 7月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	第17期 [令和 2年 1月14日現在]	第18期 [令和 2年 7月13日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第17期 [令和 2年 1月14日現在]	第18期 [令和 2年 7月13日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1	100
合計	1	100

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第17期 [令和 2年 1月14日現在]	第18期 [令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0005円	1.0004円
(1万口当たり純資産額)	(10,005円)	(10,004円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	990,662	1,008,692	
合 計		990,662	1,008,692	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 2年 7月13日現在]

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	263,087,833
現先取引勘定	999,999,677
流動資産合計	1,263,087,510
資産合計	1,263,087,510
負債の部	
流動負債	
未払解約金	75
未払利息	150
流動負債合計	225
負債合計	225
純資産の部	
元本等	
元本	1,240,484,862

[令和 2年 7月13日現在]

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	22,602,423
元本等合計	1,263,087,285
純資産合計	1,263,087,285
負債純資産合計	1,263,087,510

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年 7月13日現在]
1. 期首	令和 2年 1月15日
期首元本額	1,434,440,313円
期中追加設定元本額	319,258,099円
期中一部解約元本額	513,213,550円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	386,482,370円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> （毎月分配型）	3,683,862円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> （毎月分配型）	2,590,474円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> （毎月分配型）	111,354円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> （毎月分配型）	9,893,887円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> （毎月分配型）	24,765,135円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> （毎月分配型）	282,290円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> （毎月分配型）	3,078,471円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド>	69,276,500円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> （毎月分配型）	89,620円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> （毎月分配型）	1,033,322円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> （毎月分配型）	212,322円
ＰＩＭＣＯ ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	10,715,809円
ＰＩＭＣＯ ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円

	[令和 2年 7月13日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型)	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアル コース>(毎月分配型)	123,415円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< 円コース>(毎月分配型)	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< 豪ドルコース>(毎月分配型)	667,045円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	792,001円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< 資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	167,632円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ< マネーボールファンド>	980,687円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円 コース>(毎月分配型)	3,857,128円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米 ドルコース>(毎月分配型)	2,016,707円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪 ドルコース>(毎月分配型)	1,145,161円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブ ラジルリアルコース>(毎月分配型)	16,341,949円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資 源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	1,513,806円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ア ジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)	642,729円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーボールファンド>	71,628,093円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< 円コース>(毎月分配型)	521,466円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< ユーロコース>(毎月分配型)	379,197円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< 豪ドルコース>(毎月分配型)	640,555円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	1,193,379円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< 資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	88,852円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ< マネーボールファンド>	990,662円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型)	11,916,657円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	6,336,371円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	6,643,326円
三菱ＵＦＪ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり>(毎月決算 型)	491,836円

	[令和 2年 7月13日現在]
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（年2回分配型）	30,649円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（年2回分配型）	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	10,814円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）	278,281円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	665,580円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	2,308,140円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	19,658円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	491,449円
三菱ＵＦＪ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	5,056,177円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（毎月分配型）	3,156,977円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（毎月分配型）	7,196,270円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）	1,491,640円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）	3,517,041円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（毎月分配型）	845,131円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（毎月分配型）	3,511,426円

	[令和 2年 7月13日現在]
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシ アルーブルコース>（毎月分配型）	5,114,733円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円 コース>（年2回分配型）	1,528,278円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ド ルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ド ルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラ ジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキ シコペソコース>（年2回分配型）	284,008円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トル コリラコース>（年2回分配型）	734,038円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシ アルーブルコース>（年2回分配型）	345,928円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーブルファンドA>	41,557,456円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーブルファンドB>	1,355,327円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッ ジ型>（毎月決算型）	3,308,438円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジ なし>（毎月決算型）	8,859,081円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッ ジ型>（年1回決算型）	1,609,969円
三菱ＵＦＪ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジ なし>（年1回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース（為替ヘッジ なし）（年1回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース（為替ヘッジ あり）（年1回決算型）	354,513円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	2,542,269円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	9,387,547円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（毎月分配型）	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（年2回分配 型）	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（毎月分配 型）	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（年2回分 配型）	3,319,056円

	[令和 2年 7月13日現在]
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	20,075,917円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	1,616,484円
三菱ＵＦＪ／ＡＭＰ オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム（毎月決算型）	5,899,118円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	6,879,079円
三菱ＵＦＪ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年2回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（毎月分配型）	50,073円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（年2回分配型）	30,438円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	796,426円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（年2回分配型）	266,153円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	564,702円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	89,371円
三菱ＵＦＪ Ｊリート不動産株ファンド<米ドル投資型>（3ヵ月決算型）	3,063,931円
三菱ＵＦＪ Ｊリート不動産株ファンド<Ｗプレミアム>（毎月決算型）	6,324,266円
三菱ＵＦＪ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	64,956,979円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター90（限定追加型）2016-12	4,349,768円
スマート・プロテクター90オープン	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（資産成長型）	138,394円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（資産成長型）	305,382円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）	2,259,287円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）	10,781,250円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	3,899,063円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）	15,671,669円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	82,770円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	87,384円

	[令和 2年 7月13日現在]
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インバクト投資ファンド	9,821円
三菱ＵＦＪ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱ＵＦＪ / AMP オーストラリアＲＥＩＴファンド＜Ｗプレミアム＞（毎月決算型）	11,293,333円
マネーボールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	9,902,341円
MUAMトピックスリスクコントロール（５％）インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	9,079,314円
MUAMトピックスリスクコントロール（１０％）インデックスファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	204,105,109円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ａコース（為替ヘッジなし）	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Ｂコース（為替ヘッジあり）	14,313,901円
合計	1,240,484,862円
2. 受益権の総数	1,240,484,862口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 1月15日 至 令和 2年 7月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年 7月13日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（ 1口当たり情報 ）

	[令和 2年 7月13日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	553,091,573
負債総額	332,151
純資産総額（ - ）	552,759,422
発行済口数	649,638,596口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.8509
（10,000口当たり）	（8,509）

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	339,321,724
負債総額	201,842
純資産総額（ - ）	339,119,882
発行済口数	351,747,624口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9641
（10,000口当たり）	（9,641）

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	549,135,383
負債総額	10,606,638
純資産総額（ - ）	538,528,745
発行済口数	770,218,854口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.6992
（10,000口当たり）	（6,992）

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	861,996,290
負債総額	1,426,610
純資産総額（ - ）	860,569,680
発行済口数	3,301,640,912口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.2606
（10,000口当たり）	（2,606）

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	67,268,352
負債総額	40,813
純資産総額（ - ）	67,227,539
発行済口数	133,051,209口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.5053
（10,000口当たり）	（5,053）

【三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>】

【純資産額計算書】

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,011,221
負債総額	1
純資産総額（ - ）	1,011,220
発行済口数	1,010,798口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0004
（10,000口当たり）	（10,004）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 7月31日現在

（単位：円）

資産総額	1,273,080,156
負債総額	3,525,885
純資産総額（ - ）	1,269,554,271
発行済口数	1,246,840,299口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0182
（10,000口当たり）	（10,182）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定め、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記

録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2020年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	870	14,075,952
追加型公社債投資信託	16	1,337,901
単位型株式投資信託	69	354,407
単位型公社債投資信託	22	110,516
合 計	977	15,878,776

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	53,969,686	2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	2	560,483	2	638,994
金銭の信託	2	100,000	2	100,000

その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	617,032	1	584,048
器具備品	1	665,247	1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	1	824,268	1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	293,258	687,565
未払金		
未払収益分配金	170,281	131,478
未払償還金	448,695	395,400
未払手数料	2 3,990,054	2 4,026,078
その他未払金	2 3,961,765	2 3,818,195
未払費用	2 3,803,995	2 4,402,578
未払消費税等	194,852	629,469
未払法人税等	573,657	617,341
賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784

時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658
営業費用		
支払手数料	2 28,533,952	2 27,106,451
広告宣伝費	739,643	696,418
公告費	500	1,000
調査費		
調査費	1,794,755	1,857,271
委託調査費	12,194,996	11,579,175
事務委託費	1,016,816	847,769
営業雑経費		

通信費	170,794	153,731
印刷費	427,442	427,118
協会費	48,375	52,053
諸会費	16,175	15,990
事務機器関連費	1,841,631	1,953,926
営業費用合計	46,785,083	44,690,907
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,083	331,987
給料・手当	6,453,717	6,611,427
賞与引当金繰入	901,135	933,517
役員賞与引当金繰入	140,100	124,590
福利厚生費	1,234,293	1,276,950
交際費	13,011	11,871
旅費交通費	200,426	165,891
租税公課	373,201	360,165
不動産賃借料	654,886	647,402
退職給付費用	428,912	422,919
役員退職慰労引当金繰入	51,159	48,183
固定資産減価償却費	1,252,321	1,307,555
諸経費	523,213	427,212
一般管理費合計	12,575,461	12,669,674
営業利益	13,539,012	13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	2 1,913	2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	2 38,388	2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920
営業外費用合計	157,235	122,122
経常利益	14,076,123	13,753,799
特別利益		
投資有価証券売却益	501,778	174,842
特別利益合計	501,778	174,842
特別損失		
投資有価証券売却損	135,399	75,963
投資有価証券評価損	62,310	163,865
固定資産除却損	1 4,848	1 8,832

固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	2	4,420,179	2	4,146,534
法人税等調整額		100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							9,675,175	9,675,175	9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	221,989	221,989	221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	1,124,917	1,124,917	1,124,917
当期変動額合計	1,124,917	1,124,917	1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円
計	4,848千円	8,832千円

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円

法人税、住民税及び事業税

3,216,517千円

3,030,180千円

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和 元年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	-
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	-
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	-
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	-
資産計	85,328,625	85,328,625	-
(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	-
負債計	4,026,078	4,026,078	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	-	-	-
未収委託者報酬	10,296,453	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計	株式	-	-	-

上額が取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,774,369	9,937,087	1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3.売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	8,940	-	15,060
債券	-	-	-
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円

勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	15,898	52,430
退職給付の支払額	218,947	162,904
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	4,606	164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	203,077	140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	2,666,937	2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	114,968	203,136
未認識過去勤務費用	484,766	419,405
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	415,234	375,031
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円
利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項
年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	127,144	114,834
連結納税適用による時価評価	1,320	1,260
その他有価証券評価差額金	497,269	801
その他	108	109
繰延税金負債 合計	625,842	117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に係る事務代 行手数料の支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 取引銀行	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) コーラブル預 金の預入 (注3) コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	4,629,670 千円 20,000,000 千円 1,578 千円	未払手数料 現金及び 預金 未収収益	734,633 千円 20,000,000 千円 1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻（注3）	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入（注3）	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息（注3）	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注2）	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。

2．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

4．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 （自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）	第35期 （自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186

普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2020年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
------------	-----------	-------------------------------

(3) 再委託先

名称：ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社

資本金の額：22億円（2020年7月末現在）

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年7月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 3月31日	臨時報告書
2020年 4月13日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 4月13日	有価証券報告書
2020年 6月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年８月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の令和２年１月15日から令和２年７月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）の令和２年７月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年８月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）の令和２年１月15日から令和２年７月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>（毎月分配型）の令和２年７月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年８月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和２年１月15日から令和２年７月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和２年７月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年８月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御 中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和２年１月15日から令和２年７月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和２年７月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年８月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和２年１月15日から令和２年７月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）の令和２年７月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和２年８月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の令和２年１月15日から令和２年７月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンド>の令和２年７月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。